平成22年決算審査特別委員会会議録(第2日目)

平成22年11月11日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時57分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 1号 平成21年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成21年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成21年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成21年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成21年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成21年度士別市工業用水道企業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成21年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第14号 平成21年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員(20名)

委	員	遠	Щ	昭	_	君	委	員	+	河	剛	志	君
委	員	松ヶ	平平	哲	幸	君	委	員	渡	辺	英	次	君
委	員	丹		正	臣	君	委	員	粥	Ш		章	君
副委員長		出	合	孝	司	君	委	員	伊	藤	隆	雄	君
委	員	谷		隆	德	君	委	員	围	忠	崇	史	君
委	員	小	池	浩	美	君	委	員	Щ	田	道	行	君
委	員	井	上	久	嗣	君	委 員	長	畄	崎	治	夫	君
委	員	田	宮	正	秋	君	委	員	神	田	壽	昭	君

 委員管原清—郎君
 委員斉藤 昇君

 委員岡田久俊君
 」山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局

総務課主事

岡村慎哉君

議会事務局 議会事務局 御代田 知香君

総務課主任主事 御代田 知 智 名 総務課主任主事

(午前10時00分開議)

委員長(岡崎治夫君) ただいまの出席委員は全員であります。 これより本日の委員会を開きます。

委員長(岡崎治夫君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりでございます。 本日の委員長は副委員長といたしますので、ここで交代をいたします。

副委員長(出合孝司君) それでは、昨日に引き続き総括質問を行います。 斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 総括質問をさせていただきたいと思います。

初めに、老人クラブについてでございますけれども、昨今老人クラブに加入している人数も少し減り気味で、そしてもう高齢化がずっと進んでいるんだと。だから、私ども自治会なんかも老人クラブに入っていない、対象であっても入っていない人たちが増えているという事態でもございます。老人クラブに対しては、市として1人当たり幾ら、あるいは1クラブ当たり幾ら、そういう助成が出て運営されているわけでありますから、そういう公費の有効な使い方からいっても、いろいろな趣味やいろいろな活動、それぞれの方もやっておられるけれども、老人クラブを強化して、そして、地域のつながり、ひとりぼっちの高齢者をなくす、そういう運動も続けていく必要があるのではないか、こう思って若干の質問をしたいと思うのでございます。

そこで、現在市の老人クラブの数、あるいは加入のしている割合、この老人クラブというのは、自治会数に見たらずっとクラブのほうが少ないんだけれども、どういうふうにこの老人クラブというものが、自治会ごとにクラブが結成されているのか、どういう分布状況になっているのか、ここら辺もお知らせいただきたいと思うんです。

そして、老人クラブに加入している人数、それから市全体で、加入対象だけれども加入されていない人数、これらの割合はどういうふうになっているのか、この辺からまずお聞かせいただきたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 高木介護保険課主幹。

介護保険課主幹(高木健史君) お答えいたします。

老人クラブの数は、平成19年度からで申し上げますと34クラブとなってございます。加入人数につきましては、平成19年度は1,617人、20年度は1,528人、21年度は1,419人でございます。また、加入割合につきましては、平成21年度末の住民基本台帳上の状況で申し上げますと、市内の老人クラブの会員数1,419人に対して、60歳以上の人口は9,048人でありますが、施設に入所されている方もいらっしゃいますことから、その加入率は約16%程度ではないかと考えられております。

次に、自治会単位の組織になっているかという御質問でございますけれども、中央市街地区

においては、20自治会に対して14クラブ、川西、西士別、下士別などの中央農村地区においては8自治会8クラブ、上士別地区は12自治会3クラブ、多寄地区は9自治会2クラブ、温根別地区は8自治会1クラブ、朝日地区は7自治会6クラブとなっております。合計で73自治会の34クラブという数字になっております。

また、加入条件等につきましては、士別市老人クラブ等運営補助規則に、会員が老人クラブの円滑な活動が可能な近隣地域に居住していることと定めてございますことから、必ずしも自治会単位とはなっていないところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 老人クラブの補助規則でございますけれども、これらでは大体全部網羅されているんだけれども、この際ですから、補助基準と、それからそれぞれの補助額、その補助基準、それから総額幾らかということも含めて、この際お聞かせいただきたいのと。それぞれの老人クラブでの活動状況、こういう活動状況についてはどうなっているのかということと。それから、市の保健師さんなんかも尋ねたりして血圧をはかっていただいたり、いろいろなこともやっていただいていると思うんだけれども、市が老人クラブにかかわって高齢者のためにいるいろな出前講座みたいなのも開かれたり、いろいろなことがされていると思うんだけれども、ここら辺の市の老人クラブとのかかわり、これらについても、この際お聞かせをいただきたいと思うんです。

副委員長(出合孝司君) 高木主幹。

介護保険課主幹(高木健史君) 老人クラブの補助金につきましては、現在活動運営補助として、1クラブ当たり月額4,320円で、年額5万1,840円であります。また、活動奨励費として、1クラブごとに年額1万円、更に、会員数割として、1人につき月額80円、年額960円でありまして、市内34クラブに対する補助金総額は346万4,800円で、1クラブ平均約10万1,000円の補助額となっております。また、1人当たりの年額でございますけれども、総額の346万4,800円の会員数で1,419人で割りますと、1人当たりの年額は2,441円となっているところでございます。以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 米谷介護保険課長。

介護保険課長(米谷祐子君) 老人クラブの活動内容と市と老人クラブのかかわりについてでありますが、老人クラブの活動内容といたしましては、それぞれのクラブからの実績報告によりますと、毎月の例会のほかに、ゲートボールやパークゴルフ、カラオケや旅行、そのほかに奉仕活動として自治会館の花壇の整備や草刈り、総合福祉センターで実施している交流会への参加を行っているとの報告を受けております。老人クラブ連合会では、老人クラブ大運動会、健康づくり研修会、1市2町老人クラブリーダー研修会への参加、赤い羽根共同募金の街頭募金協力などの社会奉仕活動を行い、さらには芸能発表大会を文化センターで開催し、多くの市民の方に見に来ていただいているところであります。

次に、老人クラブと市のかかわりについてでありますが、健康などの教養講座やスポーツ活動を希望される会員が多いため、地域包括支援センターで市内34カ所の老人クラブを平成18年度から年3回訪問して出前講座を実施しております。平成21年度からの出前講座の内容としましては、高齢者の運動機能向上に向けて、いきいきクラブ体操のビデオを配布して指導を行い、例会で集まるごとにその体操を継続して実施していただいており、口腔ケアとしてのお口の健康教育の実施、ほかには介護保険制度の説明や認知症予防や脳活性化のためのゲームの紹介など、健康や介護予防をテーマとした講話や実技の提供をいたしまして、平成21年度は1,640人の参加がありました。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 老人クラブに加入する加入率が大体16%という報告ございましたけれども、60歳から老人クラブに入れるんでございますから、60歳定年になったらすぐ老人クラブに入らなくても、非常にまだまだ若いうちだから、老人クラブというよりもいろいろなスポーツをやったり、ほかのこともやることはたくさんある、そういう人も確かにいらっしゃって、強制加入というわけにはいかないと思うんだけれども、しかし、今答弁がございましたけれども、老人クラブの活動内容、それから市のかかわりの中でいろいろなことやっていらっしゃるわけですよね。そうしますと、老人クラブに入っておられない高齢者の方々、この方々はそういう保健師さんたちがクラブを訪ねていろいろなお話し合いや講話をしたり、あるいは健康相談なんかも行う、こういうことには、その分だけ触れる機会がないと思うんだけれども、こういう人たちに対する対応はどういうふうにお考えになってやってきているんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 米谷課長。

介護保険課長(米谷祐子君) お答えいたします。

老人クラブには若い方の加入が、かなり加入率が悪いというふうに聞いております。老人クラブも高齢化してきていまして、平成22年度の士別市老人クラブ連合会の年齢構成調査によりますと、60歳から74歳までの方が319名で全体の23.2%、75歳から79歳までの方が380名で全体の27.7%、80歳以上の方が674名で全体の49.1%であります。全体的に見ますと、80歳以上の方が約半数を占め、男性は約40%、女性は約60%の割合となっております。

老人クラブの高齢化の原因といたしましては、長寿社会となったことのほか、歩行が困難になるなどクラブへの参加が難しくなってきても、年数回の親睦を楽しみにして会員登録だけは残しておくという方が多くいること。60歳代の新しく加入する会員が増えないことなどが老人クラブの高齢化につながっているものと推測しております。老人クラブへの加入は、おおむね60歳以上の方でありますが、多くの若い高齢者は現役で働いておられ、また、スポーツや文化活動などたくさんの趣味をお持ちであり、いろいろと活動されておられる方が多く、高齢者としての意識をされていないということもあって、なかなか積極的に加入される方は少ない状況にあり、会員数が増えていかなくて会員が高齢化してきている状況となっております。

それで、老人クラブに参加していない方については、今回実態調査で、65歳以上のひとり暮らしの実態調査で、老人クラブに加入しているか加入していないかというところの調査をいたしました。その中で、老人クラブに加入していると答えた方は148人の14.9%と少なく、ひとり暮らし高齢者の方の8割以上の方が老人クラブに参加しておりませんでした。実際に調査の中で、特に調査員が気になった方に対しましては、地域包括支援センターに報告していただき、再度訪問するなどして老人クラブの紹介をさせていただいたり、自力でクラブへ行かれない方へは、いきいきデイサービスを、介護サービスが必要な方へは介護認定の申請をしていただき、サービスの利用調整等をいたしました。

更に、地域の高齢者が積極的に老人クラブに加入して、地域で孤立しないで、また、地域で 生き生きと暮らしていけるよう、これからも相談活動を続けてまいりたいと思います。

一般高齢者への取り組みとしまして、総合福祉センターにおいて、老人クラブ間の交流会を 毎月行っており、更に、ダンス、舞踊、かるた、マージャンなどの講座を実施しているところ であります。

それから、市におきましては、老人クラブに行かない、介護予防を必要とする方に対しては、 運動機能の向上を目指すサフォークジムの教室を行ったり、口腔ケアの必要な方、あるいは栄 養改善の必要な方については、はつらつ教室を実施して介護予防事業を行っているところであ ります。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) ぜひ、そのひとり暮らしの調査を今年やられたと、市で。だけれども、ひとり暮らしの方でも80%以上の方たちが老人クラブにも参加していないということがございますよね。ですから、私はこれは自治会長会議なんかもやったり、自治会としての問題でもあると思うんですよね。だから、高齢化が喜ばれ、そして長生きしていく、そのためにもひとりぼっちの高齢者をなくす運動でありますとか、地域での声かけや見守り、こういうことがこれからも随分と必要になってくると思うんです。

士別の高齢化率だって恐らくあれでしょう、そっちのほうで答えていただきたいけれども、30%恐らくもう超えているでしょう、高齢化率、65歳以上というふうになりますと。ですから、これからも長生きが喜べる長寿社会でもございますし、高齢者が増えてくることが考えられると思うんです。元気で長生きしていくためにも、地域ぐるみでも自治会活動の活発化や、あるいは老人クラブの活動の活発化や会員の拡大、そして市のお金がそういうところにも、一人一人のために補助金も出しているんだよということから、市としても市民の健康をしっかり守っていくことや、長生きや、孤独死をなくしたり、そういうためにも私は、この際改めて老人クラブの重要性でございますとか、あるいは自治会活動のいろいろな意味での広がりを持たせていく、こういうことでも必要ではないか、こう思うんだけれども、そういう点からも市の考え方、それから今後一層の努力をしていくべきではないか、こう考えますけれども、いかがでしょう。

副委員長(出合孝司君) 米谷課長。

介護保険課長(米谷祐子君) 現在、平成22年9月30日現在の高齢化、士別市の65歳以上人口の高齢化率は32.3%であります。元気で長生きできる高齢者への取り組みを市で実施をすべきとのお尋ねでありましたが、元気で長生きできる高齢者について、本市におきましては、1つには介護を必要とする高齢者に対しましては、在宅及び施設入所等の介護サービス提供を行っておりますし、疾病とか、寝たきり、認知症という要介護状態となることを予防するための各種の運動機能向上、栄養改善、認知症予防といった自立を支援する介護予防サービスを介護保険制度を活用して実施しているところであります。

また、介護保険以外の支援対策としましては、高齢者の方がいつまでもお元気で生きがいを 持って過ごしていくことができるよう、いきいきデイ・サービス、敬老バス、自治会や民生委 員等による高齢者の声かけ、見守り活動、あわせて除雪、配食サービス、緊急通報サービス事 業などなど、日常の円滑な生活を支援する取り組みなど総合的な高齢者施策を展開していると ころであります。

今後ますます高齢化が進んでいく本市におきましては、ただいま申し上げました支援策以外に、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが重要な課題となってくることから、委員のお話にもありましたように、老人クラブにつきましては、地域の高齢者を地域の高齢者同士で支えていく重要な組織として活性化させていかなければならないと考えております。

全国老人クラブ連合会でも、平成22年度から24年度までの期間を老人クラブ活性化3カ年計画として、健康づくり、介護予防活動、若手リーダー養成、一般高齢者への呼びかけの3つを推進項目に掲げて加入促進を目指しているところでありますが、本市におきましても、今後老人クラブの会員が少しでも増えてクラブが活性化されるよう、市老人クラブ連合会、社会福祉協議会、自治会連合会など、各関係機関とも十分に協議をし、魅力ある老人クラブづくりを推進してまいりたいと考えております。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 次に、公営住宅使用料の減免についてお尋ねをしたいと思います。

平成21年度の市の減免の実績、それから7割だとか3割だとかというふうに減免率がございますけれども、これらの詳細と減免の総額についても、この際、まずお伺いしたいと思います。 副委員長(出合孝司君) 工藤建築課主幹。

建築課主幹(工藤博文君) お答えをいたします。

平成21年度の減免実績でございます。士別地区、朝日地区、それぞれお答えをいたします。 士別地区におきましては132件、減免額が1,002万3,290円、朝日地区におきましては94件、 減免額が888万6,270円、合計で226件、1,890万9,560円となっております。

続きまして、7割、3割減免の件数でございます。先ほど申し上げましたそれぞれの地区の内訳でございます。士別地区におきましては、7割減免が89件、3割7割減免という方がいらっしゃいまして29件、3割減免の方が14件、合計132件でございます。朝日地区におきまして

は、7割減免が42件、3割7割減免が15件、3割減免が37件、計94件、合計226件となっております。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 市では毎年入居者に対する所得の調査を行っておりますけれども、その所得調査の中で、特に、年金生活者でありますとか、低所得の方々、この方々は減免に該当するであろう、こういうふうに所得調査の中で判断された方はどのぐらいいらっしゃるのかということと。そういう対象になるであろう方が減免の申請をしないで減免を受けていない、こういう人たちは入居者の中でどのぐらいいらっしゃるんでしょう。

副委員長(出合孝司君) 工藤主幹。

建築課主幹(工藤博文君) お答えをいたします。

収入申告につきましては8月に実施をしております。お尋ねの、その中で減免の対象ということでございますけれども、収入申告時の基礎額となります収入でございますが、減免と減免申請のときの収入の内容と若干違いますので、あくまでも想定をされる件数ということでございますが、平成21年度の収入申告時においては、減免されていないと想定される世帯は321件ございます。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それは想定される家庭が321件あるということなんだけれども、これはそういう家庭に対して減免の申請をすると、減免の適用になると思われますよというような親切な入居者に対する対応というのはしているんでしょうか。所得調査と減免の対象との若干計算の仕方で違いあるというんだけれども、そうであれば、そういう人たちに申請では減免の対象になるよと、なるようだよと。だけれども、実際にやってみたら対象でなかったという場合もあると思うんだけれども、そういう親切な対応、せっかくの制度があるんだから、対応をすべきでないかと思うんだけれども、そういうことはしていらっしゃるんでしょうか。

結局、申請主義だから、申請しないんだから、それは必要ないんだという受けとめ方で、そういう入居者に対する親切な対応をしていないんでないかと、こう思うんだけれども、この点はいかがでしょう。

副委員長(出合孝司君) 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

今、委員御質問のありました減免制度の周知につきましては、まず、チラシを年2回、納付書を配布しております4月と10月。それから、ただいまお話に出ました8月の収入申告のときに御案内する部分では文書を差し上げているということでございます。また、今のお話に出ました収入申告時等、また、毎月それぞれ収入が変わるたびに申請に来られる方々について、私どものほうで収入を見まして、相当低いなと思われるときにはお声をかけているという状況でございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 例えば、減免の制度がございますよという文書を出していると、その文書の中には、所得は大体、所得は、例えば単身、1人でこのぐらいの額だと、あるいは何歳から何歳、夫婦2人世帯で、このぐらいの所得ですと、収入ですと、そういうふうにして具体的に減免申請ありますよということには、そこにはきちんとそういう例示されて、入居者がなるほどこういう、そうしたら私はこれだったら対象になるかもしれないから市役所に行ってみよう、そういうふうに思われるような具体的な数字を明らかにして、そして減免制度の案内をしているんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

今、答弁申し上げました周知等のことにつきましては、家賃の減免についてということで、 今、委員お話あった細かな数字等までは載せていないところであります。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 例えば、教育委員会での就学援助なんかも私ども申し上げたりするんだけれども、結局、生活保護基準の1.2倍と、こういうところで、その3割とか、あるいは生活保護基準以下だったら7割とかという減免だと思うんですよね。だから、その点では、生活保護基準というのはこうですと、生活保護基準。これの1.2倍はこれだけの所得ですと、こういう人たちは減免の対象になるんですということを具体的に額はやっぱり明示して、そして入居者がわかるように、ただ、制度がありますよというだけでは、わざわざ市役所に行って聞くまでもないとか、聞くのが恥ずかしいとか、そういう控え目な方もいらっしゃると思うんです。

ですから、そういうふうに今申し上げたように、具体的な入居者が判断できる、そういう生活保護基準というのは、1人世帯で65歳なら65歳、これだけだと、あるいは65歳夫婦で2人世帯だったらこのぐらいですと、所得。そして、生活保護基準はこんだけなんですと、だから、これの1.2倍までの方の所得の方は、減免対象になるので、市の住宅係と相談してくださいと、そういう親切なやっぱり申請手続をとるように案内すべきではないか、ぜひそうすべきだと思うんだけれども、そういう工夫はできないものなんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

今、斉藤委員からお話ありましたように、家賃の減免について、私どものほうでは文言だけ の説明となっております。今、委員からいろいろお話ありましたように、もっとわかりやすい 丁寧、親切な文書等に再度改めて周知に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) ぜひその点はよろしくお願いしたいと思います。

それから、住宅の入居者の関係なんだけれども、よく私どもも聞かれるのは、それまでは2人暮らしだったとか3人暮らしで3LDKなりに入っていると。だけれども、連れ添いが亡くなったり、夫婦別れをしたりとかいうこともあって、ずっとこの3DKに、1人でも3DKに入っていると。だけれども、小・中学校の子どもを持ったり、あるいは4人世帯だとか、そういうふうになって、子どもが大きくなってくると、2DKから3DKに移してもらって、そういう希望というのは結構寄せられるものなんです。

だけれども、その入居者の権利があるんだみたいなことを言って、そのまま放置されていることがあると思うんだけれども、しかし、そういうことはやっぱり入居する人のそういう家族構成なんかもよく見て、そういう調整も行うべきではないか、こう思うんだけれども、実際に士別、朝日の公営住宅の中で、そういうひとり暮らしなり、2人世帯なり、だから、まず入居基準の問題が1つはあると思うんですね。3LDKに入る家族構成だとか、そういう基準の問題と、それから実際に単身なり、2人世帯で3LDKに入っていらっしゃる、そういう御家庭というのは大体どのぐらいあるものなんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 工藤主幹。

建築課主幹(工藤博文君) お答えをいたします。

単身者が 2 L D K 以上の住宅に入居している状況でございます。士別地区におきましては、156戸の方が単身で入居をしております。

(「3 L D K と 3 D K と」「入居基準から言ってみてください」 の声あり)

副委員長(出合孝司君) 工藤主幹。

建築課主幹(工藤博文君) 1人世帯の入居基準でございますが、1LDK、または2DKの55 平方メートル以下の住宅は単身で入居することができます。それで、各タイプごとの単身の方の入居状況でございますが、3LDKの場合、士別地区、朝日地区、合計いたしまして78戸の方が入居をしております。割合としては18%、3DKに単身で入居されている方が、朝日地区、土別地区合計で89戸ございます。割合では34%でございます。2LDKに単身で入居されている方が70戸ございます。割合でいきますと33%ということになってございます。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 住宅があいていて、そして、その若い世代なんかは3DKなり、広いところにやっぱり移していただいてという、そういう希望は市に寄せられてはいないんでしょうか。 副委員長(出合孝司君) 工藤主幹。

建築課主幹(工藤博文君) これまでそういう御相談、少ないですけれども数件あったと記憶しております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 単身であっても、年に1回か2回かお客さんが来て泊まるとか、そういうことで広いところを希望されているし、今まで住んでいたところだからということもあると思うんだけれども、私はそういうことが市の中で積極的に行われていないから、だから、希望者があっても、いやもうそういうことはできないんだと、だから不平として、あそこを1人で、あそこのうちは1人で3LDKに入っていると、ずっと長いこと入っているんだけれども、議員さん、こういうのは私どもなんか子ども2人いて、こんな大きくなってくるんだけれども入れないだろうかと言って、市に相談に行ってもきっとだめなんでしょうというようなことにやっぱり大体なっているわけですよね。

だから、私はそういう意味では、一応基準というものがあるわけですから、基準というか、そして、入りたい人がいなくて3LDKというならいいけれども、そういう希望者がある場合には、そういう調整も市としてやっぱりするんですよというふうに単身の方に向けても、それから人数の多い家庭に対しても、公営住宅に入っている方にはそういうこともやはり日ごろからお知らせをしておく、そういう必要があるんではないかと思うんですよね。だから、中にはまた、ここから移りたいと、隣近所のどうも仲が芳しくないんで、こんなんで公営住宅、ここから移りたいんだという声なんかも聞こえたりする。だから、そういうことなんかも、いわば移動したりするなんていうことも、入居者の皆さん方にやっぱりできるんだよということも含めてやるべきではないかというふうに私思うんだけれども、この点はいかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

今、委員からの御質問ありました単身の入居の関係ですけれども、ただいま答弁しましたように、約3割近くの方が1人住まいで大きい部屋に入っておられるという現状にございます。 私どもも積極的に部屋の動きについてお話をかけたということは余りありませんけれども、今、委員お話ありましたとおり、毎月公募している3LDK等の大きなところには相当の抽選倍率になっているというのが事実でございます。こういうことを見ましても、今、委員のお話あったような形ではやはり進めていかなければならないだろうと思いますし、また、私どものほうからお声をかけるという部分では、例えば、そのときにかかる移転費ですとか、どれぐらいを見るんだとか、そういう部分についても今後調査していきたいと思います。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それから、入居者の選考でございますけれども、今はもうくじ引きですよね。それは2回目、3回目、4回目というふうになったら、当たる率を2倍にするとかという工夫もされていると思うんだけれども、大体、入居倍率といいますか、これはどのぐらいになっていて、最高長い人で何回ぐらい落ちているんですか。そして、その落ちてから入るまでも、入居申し込みをしてから入るまでの一番長く期間がかかったのは、どのぐらいの期間があるも

のなんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答えいたします。

先に、後段にありました申し込みしてから入るまでどれぐらいの期間かというのは、ちょっと手元で押さえておりませんので、申しわけありません、ちょっと数字的にはございませんが、今、委員お話ありましたように、私ども抽選、公募抽選という形をとっておりますので、最大限引き続き応募されて抽選で落選しているという方は、今年度10月まででは最大4回連続して落ちている方が1件おられます。また、21年度では4回続けて落選されているという、申し込みの方が7件、それから5回という方が3件ございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 僕は、そのくじ引きというのは一番市のほうとしてみれば楽だし、それから一番公平だと、こういうことでおやりになっているんだけれども、私は例えば市の中に、入居者選定委員会なんかつくって、例えばやっている自治体もございます。例えば、その入居を希望する人たちの生活実態、あるいは家族構成も含めて、そういうものをよくお聞きになって、そしてやっぱりその選考委員会なりで検討する必要あるんでないかと思うんです。例えば市立病院に近いところに、地方の住宅にいるんだけれども、身障者にもなったし、こっちのほうに住みたいんだと、だけれども、くじがなかなか当たらないとか、それから4万円の民間の住宅へ入っているけれども、母子世帯なんだと、だけれども、所得が低いんで、市の家賃の低い、4万もしない公営住宅に入りたいんだと、だけれども、これらについてもやっぱり落ちてなかなか入れないんだという、そういう相談なんかあるわけですよね。

ただ、私どもも、今、市の規定では、くじ引きでやっているということだから、これはもういたし方ないというふうに言うんだけれども、しかし、私はそういう入居を希望する家庭の実態、例えば母子家庭で、4万のところに入っている人が、やっぱり2万円以下のところに入るということは、その家庭の経済にとってやっぱり極めて深刻な問題なんですよね。だけれども、くじ引きなんだからと、こういって何カ月も入れないということは、それだけ家庭の生活をやっぱり困窮させていくことにつながることだと思うんです。あるいは地方から病院に通っている、だから何とか士別市内の公営住宅に移転してほしいんだと言ってもなかなか当たらないとか、そういうのは選定委員会なりをつくって、その人たちの市民、入居を希望している人たちの条件をよく検討なさって親切な対応もして、そういうものは考えていくべきではないか。単なるくじ引きなんだから、だからもう4回も落ちたのが7件とか、5回落ちたのが3件とかになってくると、やっぱり何回やっても当たらないんだというような話、くじ運がよっぽど悪いんだね、私もくじ運悪かったけれども。だけれども、本当にそういうことが言われたりするんで、私はよくそういう入居希望者の実態をとらまえて、親切な対応をしていくべきではないか、こう思うんだけれども、この点はいかがでしょう。

副委員長(出合孝司君) 小山内次長。

建設水道部次長(小山内弘司君) お答え申し上げます。

今、斉藤委員お話ありました選考委員制度というものは確かに管内でも何町か実施されております。それで、そこの部分では、例えば判定項目として、これは例えばの例ですが、申し込みされた方の中で、ひとり親世帯子ども3人いる方は5点、もしくはひとり親世帯子ども2人の場合は3点、ひとり親世帯子ども1人の場合は1点というふうな点数制で合計をして、今、委員言われた、その困窮度合いを数値化して、その選定委員会で入居者を決定しているという町村がございます。

ただ、私ども先ほど委員からも話ありましたように、私ども公募抽選という形でとっていて、 私どもの部分では困窮度合いについては、抽選回数を多くするという、基本的には抽選方式で すが、今委員お話ありましたように、このような選考委員会制度、また、抽選制度、これが一 緒に抱き合わせできるのか、また、選考委員制度そのものもどういうような運営されているの かということ、これについても今後調査していきたいと思います。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それから、これから随分、先ほども老人クラブのところで申し上げましたけれども、高齢化が進んでいったり、あるいは車いすでの人たちなんかも増えてくると思うんです。それで、公営住宅の段差の解消でありますとか、例えば、前にも申し上げたことあるけれども、東山の団地なんかでは、下は高齢者が1階にずっと入っていると、だけれども、そこはもう階段で段差があるわけですよね。だから、車いすで訪ねてくるのにも、やっぱりそこの階段の上り下りというのがあるわけですよね。ですから、あるいはその古い住宅では、公営住宅の道路の通行する住宅から出て本通りまで行く、いわば住宅前の通路の砂利の問題でございます。こういうところなんかもやはり簡易舗装するなりして、そういう車いすでも通行のできる、そういうバリアフリーをきちっと確立していく努力をすべきでないかということを申し上げたことがございますけれども、こういうことは本当に皆さん方、心してやっていただいているのか。この間、21年度、あるいは22年度、この間そういう立場から舗装でありますとか、段差解消のためのバリアフリー、こういうものに取り組んだ実績はどうなのか。

それと、今後そういうことを力を入れてやっていくべきではないか。特に、今度は新築だけではなくて、住宅の改修して入る、そういう改修計画も立てるというふうになってございますから、そういうことにあわせてバリアフリーの問題なんかも真剣に取り組んでいく必要があるんではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 工藤主幹。

建築課主幹(工藤博文君) お答えをいたします。

まず、東山団地の段差、階段ということでございますけれども、東山団地につきましては、 敷地がもともとの傾斜地であることから、その敷地を有効に利用しよということで計画をした ところであります。それで、建物の両端、東西の道路の高さに建物をあわせまして建物計画を いたしました。それで建物中間ほどに階段が、段差ができ、階段でその段差の解消を図ったと。 コストの面からでもなるたけ低く抑えたというところであります。

また、既存団地でございますけれども、委員御質問がありましたとおり、車いす歩行のための通路整備につきましては、未整備箇所がございまして、これらにつきましては、生活環境整備として簡易舗装等により対応に努めてまいりたいと思いますし、入居者の方々からの要望に、また引き続き応じていきながら、よりよい環境の、住環境の確保に努めてまいりたいと思います。

また、長寿命化計画ということで現在策定作業中でございまして、各団地の方向性ということも、ここで個別に計画をするということになっておりますので、バリアフリー、またはユニバーサルデザインに関しましても、その中で方向性を定めたいと思っております。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 土岐建設水道部長。

建設水道部長(土岐浩二君) ちょっと抜けている部分がございましたので補足させていただきますが、既存団地の住宅環境整備、生活環境整備の部分につきましては、以前に斉藤委員からの御質問にお答えする形で取り組みを進めてきた経過がございます。17年度、16年度ですか、当時に、全団地の調査をいたしまして、環境の度合いをつぶさに見てまいりまして、その上で生活環境整備計画を部内でありますけれどもつくったところでございまして、17年度から東雲団地、あるいは寿団地に、今後建てかえ等が緊急で行われないだろうという、保全をしていかなければならない団地につきまして、砂利で住宅路が未整備になっている部分につきましては、計画的に簡易舗装で車いす等でも通行が容易になるようにということで整備をしてまいりまして、わずかずつでございますけれども、今申し上げました東雲団地、寿団地で取り組んでおります。

計画的にやる予定で進めておりましたけれども、今年度につきましては、ちょっと予算の関係がございまして実施できませんでしたけれども、今後も建てかえ、あるいは長寿命化で大きく大規模改修をするような団地については、その時点で整備をしてまいりたいと思いますし、それに、整備が進まないような団地につきましては、維持保全という形でこの簡易舗装等で住宅路の整備も積極的に進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 次に、各種補助金の、各種団体に対する補助金の実績と評価についてでございますけれども、市には各種団体に対する補助金の要綱が定められておりますけれども、それらの実績と評価についてでありますけれども、補助金を市が交付する場合に、補助金を交付する団体からどういうような実績と評価を受け取って、そして補助金を交付するのでしょうか。副委員長(出合孝司君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 市の補助金の交付規則等になりますけれども、各団体によって別規則も持っているものもありますが、おおむね市の一般的な補助金の交付規則にのっとって行っております。

その中で、まず申請の段階では、その事業、各種団体の計画書、それと収支予算書、それを 添付していただいて審査をすることになります。または収支予算書等にかわる書類等の添付を する場合もあります。

事業補助金等の場合には工事等ありますから、そういった場合に実施設計なり図面等、そういったものも申請の段階で添付していただくことになっております。

あと交付されて実績報告の段階になりますけれども、その段階では実施報告書に収支決算書、 市の交付規則に定める収支決算書、これを添付していただくようになっておりますけれども、 収支決算書にかわる書類ということで、団体の運営なんかにあっては、例えば総会の議案書等 があれば収支報告なり実施報告、事業報告等も入っておりますので、それの添付でも認めると いうような格好で、規則上、そういう書類をいただいているということになります。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 21年度の補助金の交付した評価というのは、市ではどういう、予算編成のときなんか、あるいはそれらの決算のときに、そういう団体の活動状況でありますとか、あるいは評価というのをされると思うんだけれども、そういう評価については、どういう検討がなされて市としては評価をしていらっしゃるんでしょう。

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 各補助金の評価につきましては、事業補助金等については、例えば、 単発単発になりますので、その都度評価しながら交付しますので、主にやっぱり団体運営補助 金のほうになりますけれども、その評価については、毎年予算編成する際に、予算編成要領の 中で、各部署においてその各種団体の補助金の目的と成果を明確にしていただいて、できれば、 その運営補助金から事業補助金へ転換を図るようなことも求めております。

それと、例えば交付の目的が達成されたものとか、自力で補助金に頼らなくても運営ができるもの、あと市行政の範囲外のようなもの、それと補助事業の目的にそぐわないようなものとか、事業内容が適当でないようなものについては、例えば停止なり廃止といったことも検討するようにということで予算編成の中で求めております。

それと、あと市でやっている事務事業評価の中、これは全事業でなくて財政で指定する事業をやっておりますけれども、これは21年度につきましても、その98事業を実施した中のうち、7つの運営補助金について評価を各担当になりますけれども、そちらのほうで評価を実施していると。これは過去にも、平成18年度では14事業、19年度も14事業というようなことで、こちらで抽出した事業について事務事業評価という格好で実施しております。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) その全国の自治体の中でも、最近行われるのは、外部の評価を、評価委員

をお願いして外部の評価をして、それぞれの事業、いわば行政の、教育委員会なんかは自分のところで自分の評価を、これは義務づけられたからということで2回出しましたけれども、外部評価も入れて評価をする、あるいは市役所の内部で評価委員会というのをきちっとつくって、そしてA、B、Cなりというものをつくって評価をするということでございますけれども、市の今次長がおっしゃったその評価というのは、自分らのセクションだけで評価するものなんでしょうか。それともそういうふうに市の予算編成なら編成のときにもきちっとその評価を一つ一つ、補助金でもそうだし、市の行政の評価、これらについても、そういうセクションだけに任せているものなのかどうか、この点はいかがなんでしょう。

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 市の評価、補助金も含めて市の事業の評価ですけれども、これにつきましては、まず担当で事務事業評価を点検するという意味で、課題等を認識していただいて、今後のあり方について、やはり各考え方があります。このまま継続していく、あるいはその一部見直し、抜本的に見直しというふうに最終的に5段階の評価を各担当でするんですけれども、その中で、特にやはり今後見直しが必要といった判断になるものは、二次評価として外部委員ではありませんけれども、今の市の政策会議のほうで、それらについて今後の方向性を決定して、最終的には庁議のほうにかけていくというような方向になっております。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 各種団体に対する補助金の関係なんだけれども、私そういう評価と同時に、その団体がやっぱりこの市から補助金によって生き生きとやっぱり活動している、それからいるいろな悩みなんかもそういう活動している団体の中である、こういう場合にも、よくそういう団体の皆さん方の意見も、それは機械的に報告書だけ求めるというんでなくて、そういうセクションでもよく意見を聞いて、そして元気の出る士別をつくっていく上でも、そういうわずかな補助金が本当に生きた補助金だというふうになるように、今後ともやっぱり努力を続けていただきたいと思うんです。それで、そのことに対する答弁が1つと。

それから、先ほど総会議案なんかということが大体添付されているということなんだけれど も、21年の中で、そういう決算報告は当然出されるわね、補助金だから。総会議案なんかの添 付がされるということ。総会議案の添付は求めているんでしょうか。

それと、それらの団体が団体として総会が行われていなかったり、あるいは監査が行われていない、そういう監査が行われているかどうかというのは、その事業報告の、報告義務にはしていないんでしょうか。ここら辺は、できれば一定つかんでほしいというふうに事前に申し上げてあったんだけれども、その点はいかがでしょう。

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 各種団体の補助金につきましては、やはり補助金として、一方で行政上で非常に市民と一緒に行政を進めていくとか、市民活動を助長するという意味では非常に重要な役割を果たすんですけれども、中にはやはり補助金が、これは全国的にですけれども、

長期化によって既得権化的なような部分も見受けられるということで、各団体その見直し等に 苦労しているわけですけれども、その中で、今、委員からお話ありましたように、士別のほう でも、やはり事務事業評価等やって、そこに事業のやはり目的とか、どういった活動に使われ たといったようなことをまとめて記載するような格好で、今年評価したものについてはホーム ページ等で公表したいなと考えているんですけれども、そうすれば、市民にとっても各団体が どういった活動をして、どういった目的で幾らぐらいの補助金をもらってというようなことも わかるようになりますので、そういったことについては取り組んでいきたいというふうに考えています。

それと、21年度の中で、各種団体、予算ベースでいきますと、56の各種団体運営補助金がありました。その中で、団体数、先ほどお話に出ていましたが、老人クラブ等が予算上一本なんですけれども、団体としては34団体、あと認可保育所等が4団体ありますので、各種団体の補助金として扱っているのは92団体あります。

そこで、今のうちの規則の中では、実績報告書、それと収支決算書等あれば間に合うわけで、間に合うというか、求めているものは提出されることになるわけですけれども、ただやはり事業の詳細な中身、どんな活動をしているのかということをこちらが知るためにも、総会等をやっていれば、できれば総会の議案書等添付をお願いしてきた実態であります。それで、今回調べさせていただきましたけれども、92団体のうち議案書の添付、これは実績報告書に添付している場合もありますし、別に総会出席したときに、それをいただいて別に保管しているというのも含めますけれども、それが51団体で、あるいは議案書の中から収支決算書と監査報告書なりを抜粋して添付された団体が4団体、そして老人クラブの34団体も含みますが、その市の交付規則で定めた収支決算書、それに補助対象経費が幾らとかと書いた収支決算書と、あと事業報告のみだったのが37団体というような状況になっております。

(「監査の関係はどんな感じで見たんですか」の声あり)

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 申しわけありません。提出していただく、規則上、提出いただく書類の中には、例えば各種団体で監査があると。そして、その監査の意見等を添付しなければならないというふうにはなってはおりません。

ただ、中にはその1団体、2団体ですけれども、その監査自体がないような団体もあります。 それは特殊な事例であって、監査がないというか、ほかの大きな事業の中の1部会のような格 好で持っている団体がありますので、全体の中で監査が終わっているものだから、その個別の 事業については監査はしないというような場合もあります。監査の終わっていないところにつ いては、明確にするために収支の領収書等を添付して、実績報告に添付していただいている団 体も2団体ほどございます。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それで、具体的な問題でちょっと、市の僻地保育所の4カ所の問題と、それから認可外保育所4カ所の問題の市の補助金の問題で若干お聞きをしたいと思うんです。

21年の決算の主要施策の成果報告書では、委託料の関係では4カ所で、62人に対して一般財源が1,800万、あるいは国・道支出金が900万というふうに出されて、その他、これは828万7,000円というのは保育料かと思うんだけれども、そういうふうにして計算しますと、認可外保育所、これは4カ所で145人と、こうなってございますよね。ここに出資しているのが1,600万の補助金ですよね。これ、それぞれの委託料で市が全面的に責任を負っている。この4カ所と1人当たりに対する認可外保育所と園児1人当たりに対する補助金というのは、どのぐらいになっているのか計算なさったことございますか。

副委員長(出合孝司君) 大西こども・子育て応援室参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) 児童 1 人当たりの補助金額についての御質問でありますが、認可外保育所の児童 1 人当たりの補助金額は、過去 5 年間の経緯を申し上げますと、平成17年度 9 万5,214円、平成18年度 9 万7,493円、平成19年度10万2,371円、平成20年度 9 万7,405円、平成21年度10万6,827円となっております。

次に、僻地保育所の児童 1 人当たりの市一般財源の負担分は、平成17年度27万6,465円、平成18年度34万8,094円、平成19年度25万9,085円、平成20年度30万7,541円、平成21年度28万3,380円となっております。

そこで、平成21年度における児童1人当たりの補助金は、認可外保育所10万6,827円、僻地保育所28万3,380円であり、その差額は17万6,553円となっております。 以上です。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 認可外保育所なんかもそうだし、委託料で行っている僻地保育所なんかも人数が随分減ってきているんですよね。経営もその点では、委託料を出している僻地保育所は市が行っているわけだから、だけれども、実際に認可外保育所の運営というのはやっぱり厳しいものがあると思うんだけれども、僻地保育所との関係で、1人当たりに対しても17万5,000円の差があるというふうにおっしゃって、このほかにあれでしょう、国・道支出金が僻地保育所には入っているんだけれども、先ほどおっしゃった中では全部国・道支出金も合わせて1人当たりの金額をお出しになっていたんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

僻地保育所につきましては、次世代対策交付税が出ておりますが、今申し上げましたのは、 交付金は除いて市単独補助金で申し上げたところであります。

追加いたします。僻地保育所につきましては、1カ所200万円の助成をしております。

副委員長(出合孝司君) 池田こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) 説明をいたします。

国からは1カ所200万の補助がございまして、4カ所で合計800万補助が来ておりますが、今申し上げました1人当たりの、児童当たりの経費につきましては、国の補助金を除きまして市の単独分だけを割り返したものでございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) そうすると、僻地保育所を運営していくのは、200万円は、またどういう ふうに出しているんですか、経営上は。補助金で出しているというけれども、市が経営を委託 しているわけでしょう。だけれども、それは保育割とか、保育人数割とか、保母さん割とか、いろいろな割合で出していくと思うんだけれども、そこら辺と道からの支出金、これとの補助 金200万と言ったけれども、これはどういうふうにしたら計算されていくものなんですか。

副委員長(出合孝司君) 池田室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

僻地保育所につきましては、国のほうは、要するに設置をいたしますと、単純に200万補助金として来ます。うちのほうは、それを、基本的に僻地につきましては直営でございますので、それをお願いをしているということ、御理解をお願いしているということですので、一定の人件費からすべての経費について算式をつくりまして、実費を実態と合うような形で全部計算をして委託料としてお支払いをしているということでございまして、国の補助金と市の支出の関係は特段決まりというものの関連はございません。認可外につきましては、これは例えば保育士の数でありますとか、それから子どもの園児の数、それから施設割でありますとか、それから需用費関係で言いますと、冬期間ストーブ、暖房をつけますので、暖房料の一部、あるいは職員に係る健康診断でありますとか、あと、今保育サービスについて、認可外についてもいろいろやっていただいておりますので、延長保育でありますとか、そういう3歳未満児の保育でありますとか、そういう部分についての、特別保育についての助成ということで、細かにつくりまして支出しているということでございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 委託料の関係、それもやっていらっしゃるんだけれども、そうすると、保育士さんの給料といいますか、賃金といいますか、でありますとか、あるいは保育料、これは認可外と、それから僻地保育所では大体同じようなもの、大体そこら辺の中身としてはどんなふうになっているでしょう。

副委員長(出合孝司君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事 (大西紀代美君) お答えいたします。

まず、認可外保育所、僻地保育所の給与比較についてでありますが、平成21年度の常勤保育士の年間平均支給額につきましては、認可外保育士の年間平均支給額は217万5,650円、僻地保育士の年間平均支給額は240万3,645円となっており、その差額は22万7,995円であります。月額基本給で申し上げますと、認可外保育士は14万850円、僻地保育士の月額基本給は15万556円であり、その差額は9,706円であります。士別市の平均的な短大事務系の初任給14万6,996円で

ありますことから、認可外保育士の月額基本給はそれより低い状況となっております。 副委員長(出合孝司君) 池田室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) 保育料の関係でございますが、僻地保育所につきましては、一律月1万円というふうになっております。認可外保育園につきましては、4カ所ございますが、1カ所につきましては、ゼロ歳児なんかも受け入れているということがございまして、こちらのほうは4万、5万というような金額をいただいて、年齢別に違うわけですが、そのほかの3カ所につきましては、おおむね月大体1万3,000円、4,000円、1万2,500円から1万3,500円ぐらいの金額で幅ございますが、自治会でやっておりますので、自治会内の人と、それ以外の人というような決め方をしているところもありますが、おおむねそのぐらいの保育単価になろうかと思います。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) やはり認可外と、あるいは僻地保育所とでは保育士さんの待遇もこのぐらい違う、僻地のほうがやっぱり市の補助金、市が直営でやっているからいいわけですよね。それから、保育料も一律1万円ということで言えば、ほかは1万3,000円とか、そういうふうになってございますから、保育料も認可外のほうが高い、しかし、預けている実態を見ますと、やっぱり所得の低い家庭というのが結構ございまして、保育料はもうこれ以上上げられないぞと、あるいは保育士さんなんかもほとんど据え置きでやっていただくというような状況がございます。やはりそういう御苦労なさったり、子どもたち1人に対する市の支出額も非常に大きな差がございますよね。私はそういう点では認可外の保育所に対して、やはり補助金の増額を図っていく、そういうことや待遇の改善も含めて考えるべきではないかというふうに思うんだけれども、この点は来年度に向けてぜひ一層の努力を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 池田室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

認可外保育園につきましては、委員のお話のとおり、大変厳しい経営状態になってきておりまして、全般的には厳しい状態になってきております。ただ、非常に地域の中というか、子育てに関しては地域の養育力が落ちているということを指摘されるわけですが、実は認可外保育園というのは地域の中で、地域みずからが子育てを支援していこうという趣旨で運営されておりまして、極めて準公共的な役割を果たしているというふうに考えておりますし、市としてもそういう経過からいたしまして、単独でありますけれども、助成をしてきたという経過がございます。

保育園に対するその補助について増額できないかという今お話でございますけれども、実は 今年1月に市内の認可保育園の園長さん方から市に対して要請がございました。その中で、施 設整備も含めて、それから保育園の保育士の労働条件の改善をしたいということ、あるいは時 代にあわせた保育サービスをしていくということになると、なかなか単独では実施をできない ので支援をしてほしいということで要請がございました。そのときに、1月でございましたので、平成23年度に向けて検討していきましょうということで確認をいたしまして、今9月以降2回ほど園長さん方と打ち合わせをさせていただいております。

現在、一定の原案をお示しをして、各園にお持ち帰りをいただいて御検討いただいいておりますので、それで全体の合意ができましたら、また、議会にも提案をさせていただきたいと、来年度に向けて提案をさせていただきたいと思っておりまして、中身的には今申し上げました、やはり保育士の待遇をきちっと保持をしていくための対策ということと、保育サービスを上げていくということで、全体の足並みをそろえながら一定のことができないかということで今検討していただいて、それに対する市の助成についてもしていきたいということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) もう一つ、その乳児保育所の関係でやっているこぶたの家の保育園ございますよね。この保育園の決算が市に提出されているものと、NPO法人として道に上げている 決算とでは繰越金なんか含めたり、あるいはほかの項目についても違いがあるんだけれども、 ここら辺は市のほうでどういうふうにつかんでいらっしゃるんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 池田室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

これにつきましては、実はこぶたの家につきましては、当該保育園につきましては、NPO 法人ということがございまして、ほかの園と違っているということもありまして、市のほうで 保育園がNPOをとった時点から、その当時の指示としては、NPOに係る部分については除 いて決算書をつくってくれというようなことでお話をしていた経過がございます。

そういうことから、各、今現在、市補助金の収支決算、毎年細かく出していただいておりますけれども、それについては、毎年度はちゃんとつじつまが合っているんですが、NPOもNPOとして当然前年ときちっとできているんですが、実は、今、委員おっしゃられたように、市に出されたものとNPOのものとの支出差額ですね、収益の差、赤字になったか、黒字になったかの差の部分が違ってきております。これもうちのほうでちょっと十分把握をしていなくて大変申しわけないんですが、結局NPOが特殊だという経緯がありまして、うちのほうに、別個に分けたものを収支決算書として出してもらっていたという経過があったものですから、実はNPOの部分については、このごろちょっと見せていただいたという経緯がありまして、そこら辺については非常に不備があったというふうに思っているんですが、そういうことでありまして、結果的に違った数字がそれぞれ動いてきてしまっていたということでございます。

それで、そういう経過で十分市としてもNPOについては把握していかなったと。前年との 市に出されていた書類については、前年との整合性はとれていたんですが、そこらのNPOと の部分について十分把握し切れなかったということで、それについては今後改善をしてまいり たいというふうに思っております。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 結局保育園を運営していっているわけだから、そのほかの事業を何かやって提出を求めているわけでないですよね、そのほかの事業の部分に対しては補助していないわけだから。しかし、保育園の運営事業の中で、NPO法人に出す決算と、それから市に出す決算の違いがあるなんていうことは、普通は考えられないことですよ。やはり市が補助しているということは、市民の財産、公金を補助しているわけだから、きちっとやっぱり決算なんかもしなければならない。しかし、このこぶたの家保育園では、保育園の監査がここ何年間か受けられていない、こう思うんだけれども、こういうことはしっかりとつかんでいらっしゃるんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 池田室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

今、先ほど申し上げましたが、市のほうでは、実はそういう、その辺の総会でありますとか、 監査が、この間開かれていなかったというところについては、十分把握をしておりませんでし た。把握をいたしましたのは、今年の6月ぐらいということで、これらについては大変申しわ けなく思っております。

この原因につきましては、先ほども申し上げましたように、NPOの総会そのもののものを そっくりもらえばよかったんですが、それを加工してもらっていたものですから、そういう指 示をうちのほうで出してしまったということもありまして、そういう収支決算を出していただ いていたということでありました。そういうことで把握できなかったと。それと、保育そのも のについては、円滑に実施をされていたということもありましたので、十分把握できなかった ということでございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 結局、こぶたの家の定款というのがございますよ、NPO法人ですから。 だから、総会の会議録、あるいは理事会の会議録、こういうものも作成して報告しなければな らないという、そういう定款にもなっているし、義務があると思うんです。

だから、あれでしょう、定款でどうなっているか。この会の予算は、会計年度ごとに理事会が宣誓し、会員総会の承認を得なければならない。あるいはこの会の事業報告、財産目録、貸借対照表、収支決算書は会計年度終了後、2カ月以内に理事会で作成し、監事の監査を経て会員総会の承認を得なければならない、こういうふうに定款でなっているし、あるいは任意の団体でも、いわば1年に1回総会を開いて、そして金銭にまつわるんであれば、監査を置いて、その監査の報告をして総会を経ていくというのは、これはもう世間の当たり前の話、常識ですよ。

決算報告が出されていたから、そこまで気がつかなかった。しかし、理事会は開かれない、 監査報告も受けない、こんな定款に違反した行為が、それも理事長は国忠崇史議員じゃありま せんか。議員として市の行政をチェックし、そして市民のために議決機関としての役割を果していかなければならない、その張本人がこんなことを3年間にわたってやってきた。そして、市もこれをしっかりつかまないで放置してきた。この責任はどうとっていただけるんでしょうか。

私は、こういうことをなぜ言うかというと、やはり市が補助金を出している一つ一つの団体が健全に育成をしてもらいたいし発展もしていってもらいたい。同時に、市の公金の使われ方が、そういう自分たちの規約や定款に基づいた運営がきちっとやられていく、これが絶対求められるんではないか、こう思うんだけれども、どうお考えですか。市長なり、副市長なり、どうですか。

副委員長(出合孝司君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) 今のこぶたの家のことにつきまして、監査及び総会といったことにつきましては、どういう状況であったかというのは、池田室長がお答えしたとおりであります。

それで、そういった事実をつかんだというのが6月の時点ということでありましたけれども、 そういったことを私どもも報告を受けまして、1つは、NPO法人の指導機関といいますか、 そういった許認可機関は道に係るという部分があって、私どもは、その保育事業の部分に対し ての補助金を出しているということで、その部分が補助が適正に行われているか、効果がある かというチェックをしてきたといったことではあるんですけれども、実態として、先ほど三好 次長からもお話ししましたけれども、全体として、大きな組織の中でやられている事業の一部 については全体で監査を受けているから、その事業については個々の監査がなくても認められ るものがあるといったようなことはありますけれども、その事業自体はそれで認められたとし ても、私ども先ほど、今、斉藤委員おっしゃられたとおり、市民の財産を補助金として渡して いるということでありますので、相手方としてしっかりとした、そういった今言った定款にの っとられたようなことがやっておられるかどうかといったことも、これはもう十分に、私ども は補助を出しておる立場として、そういったこともしっかり確認していかなければならんとい ったことを、今回のことを、実質そういった総会が、総会というか監査が行われていないとい ったことを想定していなかったものですから、今回このようなことがわかった時点で、我々と してもしっかり相手方としてのまず事業として適正にやられているかということもありますし、 一方では、その補助団体としての相手方としてどうかといったことは、今後適正にチェックし ていかなければならんといったことでしっかりやっていきたいと思います。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 先ほども申し上げましたけれども、私は、その団体のためにも、それから そういう補助金をいただいている市民の団体の皆さんのためにも、やはりそういう公金がしっ かり使われていくこと、そして、生きた補助金として士別市が全体的に元気が出ていったり、 不正のない、そういうものを築いていかなければならない、そういうことで申し上げたところ でありますけれども、より一層市のそういう全般的なものの監査はきちっと行われているか、 あるいは悩みはないか、どういうその活動の仕方をしているか、きめ細かにつかみながら市の 行政の執行に当たっていただきたいことを強く要望して、総括質問を終わります。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平哲幸委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 総括質問をさせていただきます。

私のほうからは、21年度の入札結果と、その制度についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず最初に、本市には入札に関する条例、要綱があります。この中に、士別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱が定められております。これに沿って土木、建築、電気、管、水道施設、舗装、測量の7つの工事別にAランクからCランクにそれぞれ格付されているところであります。ちょうど2年間の見直しの期間ということもあって、21年度に新たに格付がされた中で一部変更がございました。土木工事のBランクで、20年度までは12社だったんですが、新たに21年度の格付したときには3社増えて15社となりました。いずれも、この3社はCランクからBランクへの上位の格付となったものでありますが、要綱の中で点数を定めてある審査基準というのがありますが、ここでは一定の水準の点数を取得しなければ、その業者が上位に格付するということには本来ではできないというふうに思っていますが、21年度の格付で、その3社がCランクからBランクに格付したことについて問題点はなかったのか。そして、その上位に格付した理由をまず教えていただきたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 法邑財政課主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 競争入札、これの参加資格審査でございますけれども、2年ごとに 競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱、これに基づきまして実施しております。21年度 におきましては、新たに更新して格付を行ったというところなんですけれども、その審査基準 の中でも客観的要素としまして、過去2年平均、または3年平均の受注が大きな要素となって まいりますが、その経営審査事項、北海道が算出した経営審査事項の総合数値、これが大きく 影響することになってまいります。

そこで近年の経済状況からしまして、公共事業が非常に落ち込んでいるといったことで、この経営審査自体のその点数が、下降傾向が著しいといった状況がありました。このため、本市の指名基準に関しますその要綱の基準、そのまま当てはめて格付しますと、中間ランク、一部のその工事においては、その中間ランクのBランクの格付される業者がすべていないといったような状況が生じまして、そのまま格付しますと発注的にも偏った発注となってしまうといったようなことでありましたから、要綱にあります前年度に比較して等級に変動があったものの格付については、過去2年の客観的要素の数値及び主観的要素の数値などを考慮した上で、建設工事等入札指名委員会の決定に基づいて、1ランク上位、またはその下位の等級に格付することができるというものがありますことから、この規定によりまして、その土木、建築、管、水道につきまして、市で定める基準を下回った場合にあっても、前回のランクとするなど格付

の調整を図ったところであります。土木につきましても、こうしたことで、前回Bランクだった業者のほか、Cランクの中から前回のBランクの業者と同等、または上回る格付の点数を取得した上位3社、これを全体のバランスを考慮しBランクに格付したというような状況であります。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 業者の数が減ってくる中で格付、それも大変厳しい、難しいという部分 もあるというふうに思いますので、今のお答えの中では、バランスを保つために20年度までは Cランクに格付された業者のうち、上位3社をBランクに上げたということで、それでバラン スが保たれるならばというふうに思います。

次の質問なんですが、21年度の土木のCランクの入札の中で、不落が2件あります。この不落となった要因、原因についてお伺いをしたいと思いますが。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 21年度、土木工事の中で2件、Cランクの工事で不落がございました。具体的に、南士別川河川整備工事、それと南郷9号通りの下水道新設工事の2件だったわけでありますが、理由としましては、南士別の河川のほうでは、その積算におきまして、積算の予定価格を出すときに、その積算システムを使っているわけなんですが、そのシステムの道単価の更新、これを誤ったといったこと。それとあわせまして、経費等につきましては、市で定めています、その積算要綱に基づきまして経費率を積算しているんですが、業者のほうとしましても、その補助で用います経費率と、その単独事業の経費率、こういったものを誤ったといったことで不落になったといったような内容であります。

それと、下水道のほうにおきましては、これも補助と単独事業の諸経費率、これが誤ったといったようなことで不落になったものでございます。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) いずれも、この2件の不落、ミスということで、こういう入札制度、私 は思うんですけれども、市と業者側の信頼関係が保たれている部分が、そこを前提として入札 が行われるということでありますので、このような行政側も業者側も軽率なミスのない、本当 に細心の注意を払っていただきたいというふうに思います。

もう一つは、今の答弁の中で、今後冬期加算の見直しなどの配慮が必要ということでお答えをいただいたんですが、これは市長のほうにもお願いがあるんですが、今の各自治体の中でも、公契約というのが議論されてきています。仮に業者が1年間の工事を請け負ったとしても、今の北海道の統一されている普通作業員、土木の普通作業員の積算の単価が1日1万800円と、これが1カ月25日働いて、1年間働いたとしても、公契約の中で、そのまま単価がその社員に払われたとしても、1年間で324万円であります。そこに生活保護を受けられている実情をちょっと調べてきたんですが、35歳で夫婦、子ども2人、住宅扶助、上限の3万1,000円、子ども手当の支給により若干の変動がありますが、生活保護を受けられている方で279万8,150円、

その差でいくと大差ない。 1 年間公共事業を請け負った会社で働いたとしても、そこから税金を引かれると、本当に今の単価でいいのかどうなのかという極めて疑問を持っているところであります。

したがいまして、公共事業の単価が実例と実績に基づいて設定をされているということでありますが、ぜひ経済の流れの点も含めて市のほうで機会があれば、道なり国のほうに、その歩掛かりの単価の見直しを含めて要望していただきたいというふうに思っています。

次、3点目に入りますが、市が発注する建設工事等の入札の適正を期して、入札談合に関する情報に対し的確な対応を行うということで、市では公正入札調査委員会を設置をしていますが、21年度はもとより、過去に開催された事例があるんでしょうかお伺いをいたします。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 公正入札調査委員会の開催ですけれども、新市になってからの状況 ということでお答えさせていただきますが、平成18年度に1件、土木工事におきましてございました。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) その情報があって、委員会を開催されたということなんですよね。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 談合情報が寄せられましたため、この調査委員会を開催いたしました。それで、その時点で対応なんですけれども、執行予定の入札を延期するとともに、応募のありました、簡易型の公募型入札ということで行っておりました関係で、その応募のありました土木15社から積算書及びその宣誓、誓約書の提出と事情聴取を行ったところであります。その結果ですけれども、談合の事実が認められず、延期していた入札を執行したというような状況でありまして、事情聴取の際におきまして、再入札の意向も聞き取りいたしましたが、うち4社からの辞退の申し入れがありまして、その後適正に入札については執行されたということであります。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 今の件に関して、もう一度ちょっと確認をさせていただきますが、情報 を寄せられた業者が最終的に落札となったんでしょうか。それとも情報以外の業者が落札をさ れたんでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) そのときの入札におきましては、情報外の業者におきまして落札と なったということでございます。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 情報が4年間で1件だけで、情報があって開催をされたのが1件だけということで、その情報も中身がない情報だということで、入札の執行に当たっては適正に執行されているというふうに私も判断をさせていただきたいと思いますが、入札に当たって、これ

は国からの指導で、地方公共団体にあっては、入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明 性及び公平性の確保の推進を図るという上で、第三者機関としての入札監視委員会等を設置す ることとあるんですが、本市では現時点では設置をされていないということで、これはなぜな のかお聞きをしたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 入札監視委員会等の設置の関係でありますけれども、公共工事、これの入札及び契約の適正化ということにつきましては、従来から何度か必要な改善を講じるよう国から求められてきている経過があります。特に、入札契約適正化法が施行されてからは、厳正なその運用について求められております。

そこで、委員のおっしゃいます入札監視委員会等の設置、これにつきましては、平成18年に 国からの通達で、よりその契約内容の透明性の確保といったことのために積極的に努めるよう 求めております。

他市の事例をちょっと見ますと、発注した工事の契約の実施状況について報告を求め、そのうちから抽出をした工事の一般競争入札に係る入札に参加する資格の設定の理由でありますとか経過、それから指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随契としては、その理由などについて審議を行うこととされております。発注しましたその工事の入札及びその契約手続、そして、その指名停止など措置並びにその工事の成績評定についての苦情の審議などもここで行っているようであります。そこの委員には大学の教授でありますとか、司法書士などの学識経験者でありますとか有識者、そして市民代表者などで設定されているような事例があります。ただ、こういったことをしますと、人材の確保でありますとか、あるいはその報酬などでの経費の部分、それから公共工事に対する知識がある程度必要であるといったようなことや、第三者機関で迅速な、果たしてその対応が図れるのかといったような課題もあるところであります。

したがいまして、本市では、こうした第三者機関ということではなくて、副市長を本部長としまして、総務部長などのそういった構成メンバーからなります公正入札調査委員会、これを設置しまして、入札の談合に関する情報があった場合などについては対応を図っているといったことで、第三者機関の設置の考え方というのも理解できるところなんですけれども、本市の状況におきましては、現体制では不正行為の排除にこの委員会で努めるといったような考えをしております。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 確かに、第三者機関を設けてということになると、学識経験者、有識者等を含めて、市内で限られた中での人選には苦慮する点もあると思いますし、答弁の中でもありましたコスト等を考えると大変難しいというふうに思いますが、私は入札、談合情報とは別に、入札が適正にという部分のその評価をやっぱりしていただくのは内部の人間だけではなくて、しっかり第三者の視点の中での基準とか評価というか、見方の中でやっぱりやっていくの

が一番正当だというふうに思いますので、人選、コスト、難しいと思いますけれども、地方自治法第195条に規定する監査委員さんなんかを活用するなどして、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除になったと、今後極めてまた最大限努力をして努めていっていただきたいというふうに思います。

次、地方公共団体の入札の部分ですが、地方公共団体における調達は、その財源がいわゆる 税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを調達していかなければ ならないという原則があります。そのため地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の 参加者を募る調達法である一般競争入札が原則とされています。

一方、この原則を貫くと、調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として、当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあります。このため指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取り扱いとして認められています。更に、地方公共団体の調達について定める地方自治法からすると、最も競争性、透明性、経済性にすぐれた一般競争入札を原則として上げつつ、一定の場合には指名競争入札、随意契約による契約をすることが認められています。

しかし、昨今、入札契約に関する不正行為が多発して、競争の公平性を確保する必要も高まってきており、さらには官製談合を防止する意味でのコンプライアンスの徹底や談合を防止する意味で指名競争入札を廃止し、一般競争入札の拡大が求められております。このような状況の中で、市は一般競争入札と指名競争入札に対する考え方、基本的な考え方をお聞かせを願いたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 自治法上、おっしゃいますとおり、基本的には一般競争入札というのが基本になっておりまして、政令で定める場合に限って随契なり指名競争入札ができるといったようなことになっております。その政令におきましては、指名競争入札ができる場合としまして、その性質とか目的が一般競争入札に適さないといったようなことでありますとか、競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められるときといったような定めがありまして、これによりまして、従来から本市に限らずですけれども、多くの自治体で指名競争入札を行ってきたところであります。

それで、指名競争入札につきましては、特殊な工事では過去の実績などを考慮して信頼できる市外の業者を指名するといったケースもありますけれども、一般の工事につきましては、すべて地元の発注するといったような考えをしていまして、その場合指名によりまして、例えば地元業者の手持ち工事の把握を反映させて、入札機会の均等な配分などを行うことによりまして、地元経済に細かく配慮することができると言ったようなことから、その指名競争については実施しております。

また、一般競争入札に関しましては、公共工事の入札契約に関して、より適正化を図るため、国は透明ですとか競争性の高い一般競争入札の導入を地方自治体に求めているところでありま

して、これを受けまして本市でも検討してきましたが、地域を限定しない一般競争入札にしますと、不特定多数の業者が参入できるため、中には不良、不的確の参加者の可能性ですとか、市外業者が落札するなどしますと、地元業者への影響など、経済への影響などかなりありますので、士別地域を限定としましては、その地域限定型の一般競争入札、これは20年1月から導入しているところであります。

考え方としましては、その公共施設などの建設では、品質の確保とともに、その入札参加機会などの公平性、透明性や競争性の確保が大切と基本的に考えているところでありまして、入札の参加資格については、工事を適正に履行するために必要とされる配置予定技術者でありますとか、類似工事施工実績などの一定の施工能力を求めており、原則としましては、予定価格が1,000万円以上の工事に、建設工事に適用しているところであります。当初、Bランク以上の格付の業者で、試行的に導入してきましたけれども、近年においてはCランクへも拡大をして実施しているところであります。

今後、一般と指名競争の入札につきましては、それぞれ、今申しましたような長所がありますので、今後の入札にあっても、双方の方法を併用しまして活用していきたいというふうに考えております。

副委員長(出合孝司君) ここで、昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時57分休憩) (午後 1時30分再開)

副委員長(出合孝司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 午前中に引き続いてお尋ねをしたいと思います。

午前中の最後のほうで、一般競争入札と指名競争入札に対する考え方をお聞きをいたしました。そこで、私も地域の活性化や経済の観点からは、やはり地元企業が受注し、地域経済に貢献することも、これやっぱり強く求めていかなければいけないというふうに思っています。この点からも公共事業として調達する必要があるというふうに思っています。

そこで、当初、午前中の答弁にもありましたが、平成20年度から原則として予定価格が1,000万以上の建設工事であって、工事期間等施工の条件を考慮し、適当と認められるものの中から選定し、地域限定など制限を付して公募した中から競争入札を行うとして、一般競争入札の中で、いわゆる制限付一般競争入札の方法を実施しているところでありますが、平成20年度、21年度で制限付一般競争入札を行った件数と制限付一般競争入札の対象となる建設工事での件数の割合を教えていただきたいんですが。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 制限付一般競争入札の20年度と21年度の割合でありますけれども、

まず、土木工事につきましてですけれども、20年度、対象件数は16件ございました。その中で実施したのは13件ということで、81%ほど実施しております。それと、21年度におきましては、対象が14件、うち実施したのが11件ということで78%ほどになっております。それと、建築工事の関係ですけれども、20年度におきましては、対象が6件ありまして、一般競争入札で実施したのが5件ということで83%の割合、そして21年度につきましては、対象が10件ありまして、実施したのは3件ということで30%の割合となっております。21年度の建築極端に低いんですけれども、これは経済対策などで緊急に発注しなければならないといったような理由、あるいは、その経済対策の趣旨、意義に配慮して広く多くの業者に受注させるといったようなことで、その指名競争入札としたため率的には低いといったような状況になっております。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 20年度と21年度の比較では多くなっているんだろうなとは思っていたんですが、確かに21年度は緊急経済対策の中で緊急に補正もついてやらなければいけないということで、時間もないということで減ったということなんですが、私はいわゆる指名競争入札よりも一般競争入札の、なおかつ、この制限付一般競争入札というのは、これは少しでも競争性、透明性も含めたときには多くしていくのが筋なんだろうなというふうに思っていますので、ぜひこの制限付一般競争入札、一般競争入札の中での制限つきというのはやっぱり増やしていっていただきたいというふうに思っています。

そこで、制限付一般競争入札の実施要綱も別で定められていますが、対象業者が単体か共同企業体かの区別の基準は、この要綱では別に定めていません。市には別に建設工事共同企業体取り扱い要綱を定めていることから、これに準用するとしたならば、この取り扱い要綱の第6条の第1項、特定企業体による施工する工事はとうたっていまして、そのうちの第1号、予定価格2億円以上の土木工事、第2号では、予定価格2億5,000万円以上の建築工事、第3号として、上記のほか、工事の種類によって予定価格の2倍から3倍の規模で、工事内容、技術的特殊性等を総合的に勘案して、技術力を特に結集する必要があると認められる。最後に、第2項として、市長が特に認めたときというふうにありますが、21年度では、実際にこの予定価格以下でありながら、特定企業体として入札しているのはなぜなんでしょうか。共同企業体については、安易な受注機会の配分との誤解を招きかねない場合もあります。共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいた共同企業体を適切に活用する必要があるんではないかというふうに思います。

そこで、制限付一般競争入札における単体か共同企業体の区分をこの際明確にしておきたい と思いますので、よろしくお願いをいたします。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 共同企業体の要綱があるのに、それ以下の価格で特定企業体をしているのはなぜかといったようなことでありますけれども、まず、共同企業体のほうの取り扱い要綱でありますが、こちらは共同企業体を組む場合は、こうした場合ですよということで、ま

ず定めております。一方の制限つきの一般競争入札の取り扱いのほうにつきましては、入札の方法を定めております。その一般競争入札の実施要綱の中で、共同企業体を応募の条件とする場合、この場合につきましては、工事の規模でありますとか、高い技術力を伴うものなど、その施工内容に応じまして一般競争入札の参加資格委員会で判断しているところであります。ここでは1,000万以上の建設工事に適用することと原則しておりますので、建設工事の共同企業体の取り扱い要領で定めております2億円以上の土木工事、更に2億5,000万以上の建築主体工事でも適用できることになりますが、お尋ねの単体か企業体によるかといったことにつきましては、このおおむね建設工事共同企業体の取り扱い要綱に準じて審査委員会で判断しているところであります。

このほか、工事の種類、内容に応じまして、技術的な特殊性などを総合的に勘案する中で、例えば、土木工事であれば、Aランクが2,000万以上がその発注の標準となってくるわけなんですけれども、その2倍から3倍の約5,000万とか6,000万とか、そういった工事につきましても、その技術力を特に結集する必要があるとしまして、共同企業体として実施しているところであります。共同企業体によります入札につきましては、決して安易な受注機会の配分として行っているわけではありませんで、発注者側からは技術力など高い成果や効果的な施工の確保を求めるといった面がありまして、受注者へはこれだけ公共事業が減少する中で、受注機会が増加するといったことによって、より多くの業者に公共工事、事業を確保してもらうといったような考えで実施しているところであります。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) これも市が発注する公共事業の本数が減ってきたがゆえに新たな課題と して出てきたからなんでしょうけれども、本来、いわゆる発注工事の中で、やっぱり単体の企 業として発注するのが僕は基本だというふうに思っています。

先ほど質問の中で言ったんですけれども、安易にその機会を均等するという部分で共同企業体を組むというのはすべきではないというふうに思っていますが、何せ、いかんせん数が少ない、市が発注する本数が少ないということで、仕方なしにJVを組むということにもなってくると思うんでしょうが、私は過去に今までの市の歴史の中で、やっぱり市が発注する公共事業の総額というのは、これはやっぱり一定程度水準を保っていくのが筋だろうというふうに思っています。過去に60億行って、翌年が30億とかという、そういう山谷ができるからこそ企業のほうも戸惑いも出てくるわけでありますから、ぜひそういった意味では市の安定した公共事業の発注というのもぜひ心がけていただきたいというふうに思っています。

次に、制限付一般競争入札でも、より透明性、公平性を高める意味では、地方自治法施行令の中で、入札に参加するものの資格要件として、事業所所在地の要件、いわゆる地域要件として定めることを認めるとともに、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律において、地方公共団体は国の施策に準じて、中小企業の機会の確保をするために必要な施策を講じるように努めなければならないとしておりますから、今後は更に今の制限付一般競争入札の率

を高めていかなければいけないというふうに考えますが、改めてこの制限付一般競争入札について、市の方針としてどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 制限付一般競争入札の導入に当たりましては、公共工事の入札及び その契約の適正化の推進を図って、より透明性、公平性、公正、公平性、効果率、効果性など を図るために、20年から導入してきたというところでありまして、それとあわせまして、その 競争性を高めるとともに、その技術力の向上によって企業の育成を図るといった効果も期待し ているところであります。基本的に1,000万以上の建設工事を対象に行ってたきましたけれど も、委員のお話もありましたように、今後それ以下の小さな工事などにおきましても、更にそ の受注機会の均等を図るような考えで、継続して拡大して実施していきたいというふうに考え ております。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 一般競争入札を基本としながら、その中で、なおかつ制限付一般競争入札、この制限付一般競争入札についても増やしていくということで御答弁をいただきましたが、しかし、私は一般競争入札の中で、なおかつ制限付一般競争入札にあっても、更にその競争性、透明性、経済性に富んで、より、何よりも公平性を上げるため、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、最終的な落札者を決定する総合評価方式の導入を図るべきというふうに考えていますが、現時点での導入についての考え方をお聞きをしたいと思います。

私は、総合評価方式では、地域貢献の中には、いわゆる公園や道路の清掃などといったものも含まれているようでありますが、今行政が進めている課題に対応していただける事業所にもぜひ点数をつけていただきたいというふうに思っています。

例えば、商工労働観光課のほうでは、ハローワーク、商工会議所と一緒になりながら士別市雇用対策協議会が取り組んでいます新規学卒者の雇用を初め、清掃の業務委託などでは軽い障害の持った方でも雇用していただけた事業所には評価を上げると。また、雪祭りや天塩川まつりのイベント、これは今の雪祭り、天塩川まつりも観光協会を中心としながらも、実質事業所の方々のお力をいただいて成り立っています。そういった意味では、そういう市のかかわってくるイベントに対しても御協力いただいた事業所さんには点数を上げると。はたまた、社会福祉事業なんかにも参加をいただいている事業所には点数を加算するとかで、やっぱりより広い範囲でまちづくりに参画をいただいた事業所に対しては、貢献度として再評価をしていただくことも必要というふうに考えています。

この制度の導入に当たっては、グローバルな視点でぜひ御検討をいただきたいというふうに 思っていますが、この総合評価方式の導入について、考え方をお聞かせ願いたいと思います。 副委員長(出合孝司君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 総合評価方式の関係ですけれども、この方式は最も安い価格で入札 した企業をその落札者とするという、今までの価格競争とは異なりまして、企業の技術力とか 価格以外の要素を加えて総合的に落札者を決定するという、これは新たな制度で、1999年ごろから導入されている制度でございます。その価格以外の要素としては、さまざまなものが考えられるわけですけれども、例えば施工能力、あるいは企業が持っている技術者の数、委員の話があった地域貢献度のようなものがあります。例えばその価格要素を90%として、価格以外の要素を10%とするような割合を自治体が裁量で決定できるんですけれども、それを決定した後に、総合的に評価します。

そうすることによって、例えば入札価格が一番低くなくても、価格以外の要素が点数高いということになると、2番札の業者でも落札ができるというようなことになります。そのメリットといたしましては、価格と品質の両面が総合的に保たれてすぐれた調整ができるというようなこともあります。あと地域社会の貢献も評価の対象ということにしますと、例えば市が進める施策を推進することにもつながるという面もあります。それと、より公平な入札が期待できると。これは価格面だけですと、いわゆる業者間での談合とか起きやすいというのが別な要素を加えることによって順位づけが難しくなるといったような面から公平性が保てると。

ただ、大きな課題がありまして、例えば、その価格以外の評価をどういう判断をするかということで、それの基準を決めていく、その事務的負担というのが非常に大きくなります。あと入札の手続の期間というのが非常に長くなると。その価格要素、あるいはその非価格要素をどやって決定していくのかということが一番難しいことなんですけれども、それを今、この制度を導入するに当たっては、地方自治法の施行令のほうで総合評価を行おうとするときは、その総合評価によることの適否について、学識経験を有する者の意見を聞くということで、点数の配分等については、あくまでも学識経験者等の意見を聞きながら調整していくことになります。自治体で一方的にやると、かえってその中で自治体の作為的なものも行われるというような可能性もあることから、こういうふうに定められております。

こういったような実情があるものですから、全国の市町村の中でも、まだ導入というのはなかなか進んでいない状況にあります。県レベル、国レベルではかなりやっていっているんですけれども、士別のような小規模の市町村では、この導入に当たっては、これからちょっと時間をかけて検討しなければならない課題なのかなというふうに考えております。

例えば、価格というか、地域貢献度が低いような例えば業者にあっては、その仕事が欲しいばっかりに、この価格の面で、入札価格の面で今まで以上に、例えば無理をして低く入れなければ仕事がとれないというような状況になった場合に、逆に市内で働く労働者の賃金を低く、労働者に抑制がかかって地域の経済の活性化が損なわれる面も懸念されるというようなこともあります。

ただ、その委員のお話にありましたように、地域貢献やなんか盛んに今企業等やっておりますので、それらを進めていく上では必要なのかなということもあります。市長のマニフェストの中でも、身障者のその雇用の推進というようなことがあります。そういったことでの入札制度の見直しについても検討しなければならないということで、当面、23年度から業者の格付を

また見直すことにいたしております。その際に、まず、今まではその経営審査事項を中心で格付していたわけですけれども、その中に、その地域の貢献度、あるいは例えば身障者の雇用の状況と、そういったものを加味して、新たな格付を当面まずやった中で入札をしていきたいと考えております。総合評価のほうにつきましては、その後ちょっと全国の状況等を見ながら今後検討をしていきたいというふうに考えております。

副委員長(出合孝司君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 確かに総合評価方式の導入ということになれば、評価点をどうつけるのかといった部分と、正直言って、地域貢献度をどう点数に算出するのか、つけていくのかという部分では、これは課題は正直言って、極めて大きいというふうに思っています。

ただ、一般競争入札の中の制限付一般競争入札、なおかつ、総合評価方式ということのほうが、より透明性、公平性といった部分で指摘をされない部分になってくるのが今後の入札の手法だというふうに思っていますから、国・道のレベルと同じような形にはならないと思いますが、ぜひ導入に当たって検討される場合には、市独自の検討をしていただきまして、より公平、透明性な制度としていっていただくようにお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

副委員長(出合孝司君) 十河剛志委員。

委員(十河剛志君) 通告に従い、総括質問を始めたいと思います。

質問の第1は、決算審査意見書についてであります。

1点目は、決算審査意見書、1ページの4項、審査の結果についてであります。この審査の 結果の中で、教育費、社会教育費、博物館・公会堂展示館管理費において、年度内未処理のも のがありましたが、全般的には法令の様式を備え、表示された計数は正確で、予算の執行状況 についても、諸帳票と照合した結果、適正であると認められたと記載されておりますが、御指 摘の年度内支出未処理のものの具体的な内容をお知らせください。

副委員長(出合孝司君) 三原監査委員。

監査委員(三原紘隆君) 意見書の意見にわたる部分についてのお尋ねになってきましたので、 私のほうからお答えをさせていただきます。

委員御案内のとおり、監査意見書につきましては、地方自治法の233条に基づいて市長から 監査に付されたものでありまして、これにつきましては、施行令等で付するに当たって決算書、 事項別明細書、その他もろもろの書類を提出して審査に付すということになっております。監 査委員といたしましては、それに基づいて審査をいたしたところでありますけれども、この結 果につきましては、そういうものの計数的な数値の問題を含めて監査結果がどうであったかと いうことを評価することにして表記をさせていただいております。

それで、その表記に至った経過でありますけれども、博物館で講読しております新聞の購読料が21年10月から12月分の3カ月分、ここは3カ月に一度の支払いということで講読をしておりました。そこで、6月に入りまして債権者から、10月から12月分までの支払いがされていな

いんでないかという、逆に問い合わせがあったということで、当部署がシステム上で調べたところ、支払いがしていなかったという、失念があったということで債権者にお謝りをして、6月18日に支払いをしたという経緯がございました。

監査委員といたしましては、毎月定期的に月例出納検査をしておりまして、その中で6月に、21年度で支払うべき購読料が22年度になって過年度として払われた、過年度分として支払われたという経過がございました。それを受けまして、監査委員といたしましては、会計管理者を通しまして、各担当部署にその御報告をいただきました。それで、その6月に支払いを、過年度で支払いをしたという実態が把握したわけでございます。

そういうことで、監査委員のほうとしては、その部局から御報告をいただきましたけれども、 6月18日に支払いがすべて終わっているという状況の内容でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 審査意見書では年度内支出未処理のものがありましたが、全般的には法令 の様式を備え、表示された計数は正確で、予算の執行状況は適正であると書かれておりますが、 年度内未処理のものについては、具体的な内容を喚起した、独立した文書で表記すべきではな いかと考えるんですが、いかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 三原監査委員。

監査委員(三原紘隆君) お答えいたします。

まず、今御指摘のありました1ページの第4項につきましては、この意見書の目次もございますけれども、4項で審査の結果ということで、これについては先ほど言いました市長から付された決算書ですとか事項別明細書、計数的な問題を含めて、それが適正で正しく整理されているかということを視点を置いて、結果として御報告申し上げて、その中に1件ですけれども、そういう年度内未処理があったという結果をここで述べさせてもらっております。

それで、今、委員さんからお話ありました具体的な内容、委員さんからしたらちょっと足りないという御指摘もあるかもしれませんけれども、決算審査意見書の36ページで、教育費の中で、その旨具体的に、この科目において不用額の中で5,760円ですか、何がしの金額が未払いになっているという事実をここに載せていただいていることでございます。

そして、もっと具体的にということになると、これにどの程度というのがありますけれども、 一応別枠で教育費の中でそういうことを表記させていただいているというのが現実でございま す。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 審査意見書の36ページに、米印で確かに5,760円未払いがあったという、 支払い事務について適正に処理していく必要がありますと入っていますが、このような誤りは あってはならないことでありますので、業務の波動性、その他の事情により注意しつつも起こ り得る可能性は否定できないと思います。士別市監査基準の基本方針第2条には、能率的な市 の行政運営を確保、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって市の行政を適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとすると定められております。決算意見書は予算執行にかかわって、有権解釈を示す独立した書面であることを考えますと、この表記の仕方には一考を要すると考えますが、見解をお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 三原監査委員。

監査委員(三原紘隆君) お答えします。

確かに、今、十河委員さんが言われたように、監査基準にはそのような表記はございます。 ただし、今回の事案につきましては、例月出納検査、これは決算審査のためにも重要な検査で ございますけれども、その中でも会計管理者を通して、この件については御注意を申し上げて 御報告いただいた経緯がございます。

ただ、決算審査意見そのものの中で事案が発生したということになると、もう少し具体的なものになろうかと思いますけれども、今、委員さんからもお話ありましたように、指摘だけでなくて、指導もというようなこともございましたけれども、私ども監査委員としても、その指導にある程度の力点を置いた中で例月出納検査の中でも御指導して注意を申し上げてきておりますし、あえてここで決算意見の結果としてこういうものがあった、そして、教育費の中ではこういうことがあったので金額も入れて、これについては適正な事務処理をするようにということで御注意を申し上げてありますので、今、委員からお話のありました表記の方法については、この意見にかかわる分については議選の監査委員との合議によって作成いたしておるものでありますから、今の意見ありましたことは議選の監査委員とも協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) この種の誤りの再防止策としてのシステムをつくり、職員の予算執行業務 の万全を期すことが市民のサービス上、急がれる課題と考えられます。間違っただけに、軽微 な誤りであるかもしれませんが、大したことはないという方もおられるかもしれませんが、簡 易なことだけにチェック体制を機能していれば容易に防ぐことができる可能な誤りであり、市 全体のチェック体制の評価にもつながるのではないかと思います。

審査意見書で御指摘がありました支出未処理の防止、納品・検収体制等の事故防止するシステムづくりが必要だと考えるのでありますが、財政当局のお考えをお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) これまでも過年度の支払いの関係で監査からの指摘をいただいたり、あるいは市で発行する文書やなんかの校正ミス等で議員さんからも指摘があったこともございます。その都度全庁的に再度確認を徹底するように通知をしたり、あるいは事務担当研修会などを開催したり、更に年度末近くには財政、あるいは会計から各部に未払いがないように再度確認を指導をしてきております。財政のほうでも年度末にはその財務会計システムのほうで予

算等が大きく残っているような事業については、それを一つ一つ調べて、各担当課に中身を確認するように求めてきていったところでございます。

特に、官庁会計の場合は、企業会計と違って会計年度独立の原則になっておりますので、例えば過年度の支払いがあると現年度の予算に大きな制約がかかってしまう、今回の場合は、その五千数百円ということで、予算執行には恐らく影響ないと思いますけれども、これが何十万というものを過年度分として払わなければならないということになると、かなり大きな制約がかかることになるということで、これらについて今まで注意してきたにもかかわらず、また起きたといういことは大変申しわけなく感じております。

特に、今回の新聞代につきましては、うちの会計規則上からいきましても、1年間の年間払いという、前払いというのが制度的にできます。この制度を知っていれば、年度当初に講読すると決めたときに払ってしまえば、こういったミスがなかったわけですので、こういったことについても、再度その事務担当者を集めて研修を開いて防いでいきたいなというふうに考えております。

あと、物品等の納入につきましても、業者から納入された際には、職員が検収するようにして、30万以上の物品については検収調書を作成するといったようなことにいたしておりますければも、こういったことについても、財政課というわけではないんですければも、これは事務取り扱い全般を再度また研修会を行って、職員一人一人が事務上のミスをなくすようなことについて、徹底していきたいというふうに考えております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 次に、収入未済額についてでありますが、18ページに収入未済額として保育所負担金319万円が計上されておりますが、この内容と今日段階における措置をお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 藤森こども・子育て応援室主幹。

こども・子育て応援室主幹(藤森裕悦君) 保育所負担金にかかわる未納となっている原因につきましては、生活困窮が主な要因となっております。保育料につきましては、前年収入により確定いたします。今年減収となった方など保育料の支払い関係での相談が近年少しずつ増えているという状況にあります。

次に、納付と対応措置についてお話がありました。保育料の納付期限は基本的に当月の末日となっております。納入通知書によりまして納付をしていただいているところであります。未納の場合、納付期限の10日後に督促予告状を発付いたしすが、忘れている場合とか、それから納めたが収納の確認がとれなかったと、または納期限が20日を超えますと、督促手数料が発生してまいりますので、発付前に電話などをして、収納の確認と未納のお知らせをしております。お知らせをして納付を促しております。また、保育料の未納が二、三カ月となった場合については、直接面談を実施させていただいております。また、過年度徴収分につきましても、同様に電話や直接の面談を実施する中で保育料の徴収を進めております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 厳しい経済状況の中で、子どもを持つ親御さんは大変苦労していると思いますので、また、徴収する側も大変だと思いますが、できるだけ早い時期に解消を図っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

質問の第2は、士別市総合計画と観光についてであります。

1つ目は、市の花についてであります。21年度花いっぱい運動推進事業を行っておりますが、その内容をお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹(原田政広君) お答えをいたします。

本市における花いっぱい運動は、平成元年に士別市で開催されました第44回はまなす国体ウエートリフティング競技大会にあわせ、はまなす国体市民運動推進協議会が提唱し、国体実行委員会の市民運動部、自治会連合会、自治会婦人部などと連携し、当初は主にプランターを街路、公共施設や事業所に置きまして花いっぱい運動を推進してまいりました。その後、この活動を自治会連合会が引き継ぎ、各自治会、地区自治会連絡協議会の会員の協力のもと、グリーンベルトや各自治会の花壇等に花を植えるなど現在も継続して取り組んでおります。旧朝日町との合併後、朝日地区において自治会連絡協議会が設立され、花いっぱい運動が全市に広がり、全自治会に花の苗を配布いたし、各自治会会員の協力のもと全市が花で飾られたところであります。平成21年度については、ベゴニア、マリーゴールド、ペチュニア、サルビアの4種の7色、3万3,740本を植えております。

また、初めての試みといたしまして、グリーンベルトの花を同じ種類と色に統一してはどうかとの自治会からの要望もありましたことから、昨年度よりベゴニアの赤で統一したことや、フラワーマスターによる研修会を開催するなど、今後におきましても、各自治会の御意見を伺うとともに、市民はもとより、ハーフマラソン大会、合宿や旅行などで士別を訪れれる方々の目を楽しませることができるように、どのような方法がよいかを含め、自治会連合会を初め、各自治会とも協議してまいりたいと考えております。

市の花コスモスの普及の経過でございますが、自治会長会議や花いっぱい推進会議において、 自治会の創意工夫で地域の特性に合った花づくりが望ましいとの意見により、植栽の場所、それと管理等の事情等もありますことから、希望する自治会からの申し込みや、また、市内の小・中学校にコスモスの種を配布し、学校花壇や自治会館周辺や公園、街路ます等に多く植えられております。各家庭の庭先でも多く見られるようになったというところでございます。

コスモス花園につきましては、上士別地区、多寄地区、中央地区において造成されております。特に、温根別地区において、自治会協議会と地元まちづくりの会が国道239号線沿いにコスモスが植えられている状況でありまして、現在延長1.5キロメートル、幅 3 メートルのコス

モスロードを造成しております。美しい景観を形成しておりまして、平成13年には北のまちづくり賞、花と緑の部門奨励賞という賞も受賞いたしたところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 市の花として、コスモス、エゾノリュウキンカ、エゾムラサキツツジが指定されております。コスモス、エゾノリュウキンカは旧士別において、平成3年に指定され新士別市に引き継がれたものであります。士別に観光で訪れた方、一部の市民からはエゾノリュウキンカ、ヤチブキですけれども、群生場所や花の咲く時期などの案内がないなどの声も聞きます。コスモスについては、今お話にあったように、花いっぱい運動推進事業の中で自治体、小学校、中学校に種を配布してやっておりますが、本市の観光資源の1つとして考えてみてはいかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えをいたします。

市の花につきましては、温根別のコスモスロードや羊と雲の丘入り口のコスモス花園、岩尾 内湖キャンプ場周辺及び朝日山村広場周辺のエゾムラサキツツジのように、花の名所となって いるところもあります。また、エゾノリュウキンカにつきましては、北海道内の山合いや沢地 など広く自生しており、これらを含め、花は誘客の方法としての可能性が大きいものと考えて おり、今後の本市観光を進展させる上で活用を検討すべきものと考えております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 士別の観光案内を見ますと、コスモス、エゾノリュウキンカ、エゾムラサキツツジの写真は一切載っておらず、開花時期や群生場所などの案内もありません。観光案内、パンフレット等を広報紙などで載せて広く周知して観光資源化すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 市の花につきましては、市勢要覧に掲載し、市内外の方々にごらんいただいているほか、広報しべつにもコスモスの美しい時期の写真を表紙に掲載するなど、市の花の周知をいたしております。今後、市の花に関する情報につきましては、広報紙による周知や観光資源としての発信について検討いたしてまいりたいと考えております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 先月、さっぽろ市士別ふるさと会に参加してまいりました。そこで、伺ったお話ですが、羊と雲の丘に桜の植樹をしたけれども、雑草に埋もれており寂しくなりましたと言っておられ、また、その人からはラベンダーも見に行ってきたけれども、花の途切れが気になり、もっと管理してほしいと頼まれて帰ってまいりました。現状をどのように管理されているのかお聞きしたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 羊と雲の丘にあります植栽した桜の管理につきましては、この植栽した箇所につきましては、平成11年に開基100年記念事業の一環として、羊と雲の丘駐車場の北側斜面1.6ヘクタールをふれあいの森としてさまざまな樹種を植栽するとともに、あわせて市民植樹として各団体や個人参加のもと、さっぽろ市士別ふるさと会から寄贈のありましたエゾヤマザクラ125本のほか、ミズナラなどを植栽したところであります。

そこで、その後の管理といたしましては、下刈り、下草刈りとして樹木が一定程度生育までの期間、翌年から19年まで8年間実施してきたところであります。その後は、委員お話のとおり、さっぽろ市士別ふるさと会で植樹した桜は十分花を咲かせてはおりますけれども、下草の雑草が景観を損なっているのも御指摘のとおりでございます。また、同じ時期に植樹した一部については、立地や気象条件などにより十分生育しなかったため、昨年林業団体の植樹体験として、新たにエゾマツなどを植樹したところであります。

今後におきましては、これらの下草刈りも必要でありますので、あわせて、このふれあいの 森の全体の管理として市民の方々が樹木の成長を身近に触れ合えるよう遊歩道の整備や下刈り 作業など適切に管理してまいりたいと考えております。

また、ラベンダーなどの花壇の管理につきましては、指定管理を受託している羊と雲の丘観 光株式会社が行っており、観光シーズンの期間、ラベンダーなど花壇の植栽の手入れや除草作 業を行っております。しかしながら、ラベンダー畑は平成11年から数年かけて市民の方々の協 力をいただき移植されて以来、定期的に除草などの手入れをいたしてきておりますが、一定の 年月が経過したため、御指摘のとおり株が弱り、枯れる箇所も目立ってきたところであります。 したがいまして、回復の方法、あるいは株の更新が必要なのかを調査いたしまして、対策を講 じてまいりたいと考えております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) ふるさとを思っている皆さんの期待を満足していただけるような御努力を していただきたいと思います。

次、観光についてお尋ねいたします。

士別観光の目玉は、サフォークランド士別、合宿の里であろうかと考えます。教育委員会は 今年4月から9月までの実績をまとめ、前年同期より1,000人以上増加したとまとめておりますが、平成21年度の総体実績をお伺いいたします。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 市内の宿泊施設や観光地などで調査している数値によりますと、平成21年度の本市の観光客の入り込み数は、道内の方が30万8,800人、道外からが5万8,900人でございまして、合計36万7,700人でございます。日帰りと宿泊の内訳でございますが、日帰りが30万6,300人、宿泊が6万1,400人でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 21年度決算計数について何点かお伺いいたします。

不用額調書によりますと、観光誘致宣伝事業費、サフォークパンフレット印刷の減、20万5,000円計上されておりますが、この金額は印刷単価減によるものなのかお話をお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 当初士別の羊に関連するさまざまな取り組みやオリジナル料理、羊毛工芸品などを掲載したパンフレットを作成する予定でございましたが、団体が独自にパンフレットをつくることになったことや、サフォークに関する最新の情報を提供することが、より利用者のニーズにこたえることができることから、パンフレットのデータを自前で作成し、その都度印刷することといたしまして、それに必要な用紙等の購入にとどめたため20万5,000円の残が生じたところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) サフォークランド士別の目玉であるサフォークめん羊のことについて聞きたいと思います。めん羊の数、20年度に比べて21年度の頭数はどれぐらい増えたのかお聞かせ願いたいと思います。

副委員長(出合孝司君) 鶴岡畜産林務課主幹。

畜産林務課主幹(鶴岡明浩君) お答えします。

出産をほぼ終える4月1日現在の頭数を20年度と21年度で比較しますと、総頭数では701頭が926頭と3割の増、実質的な生産を担う繁殖雌で比較しますと371頭から447頭へと2割の増となっております。サフォークランド士別プロジェクトにおける繁殖雌の頭数を平成17年の190頭から26年末には1,000頭までとした増殖計画においては、販路確保活動などによる施設の増設等もあり、21年度はほぼ計画どおりの飼養頭数となっておりましたが、本年度は479頭と1割弱の増加にとどまっているところでございます。

今後におきましては、飼養頭数の増加に向けて士別サフォークラムとして安定的な販路の確保と効率的な生産体制の確保のもと、既存農家の規模拡大や新規飼養者の参入などに努力してまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 不用額調書によりますと、畜産振興費及び元気再生事業を合わせて219万4,000円の不用額が計上されておりますが、初期計画が実現した後の不用額と理解してよろしいのでしょうか。

副委員長(出合孝司君) 鶴岡主幹。

畜産林務課主幹(鶴岡明浩君) お答えします。

まず初めに、畜産振興費の不用額についてでありますが、この不用額はめん羊振興事業にかかわるものが主であり、当初実施予定していました羊の人工授精の実施料費67万4,000円、販

路拡大に向けたイベント参加のために使用料及び賃借料42万円、合わせて109万4,000円となっております。これらの当初予定した取り組みがサフォークランド士別プロジェクトとして、平成20年度に実施しました国からの委託事業、地方の元気再生事業として、平成21年度も継続事業として提案し採択されましたことから、6月に新たに総額1,398万6,000円を元気再生事業費として補正予算措置し、この事業の中で、これらの事業に取り組むことができましたことから不用額となったところであります。

また、地方の元気再生事業につきましては、販路拡大活動、料理コンクールなどの利用拡大のための活動、季節外繁殖や飼育実験など生産体制の整備、さらには羊肉や羊毛などの関連製品の活用に向けた事業取り組みなど、総額1,281万円で実施していたところであり、117万6,000円の不用額となっております。この理由といたしましては、当初計画では羊肉需要を消費者、量販店を対象にネットアンケートを57万8,000円で予定しておりましたが、大都市圏での試食会などで販路拡大した卸肉業者や高級ホテルなどへの販路拡大活動のほうが、より効果的とのことから取りやめにしたこと。さらには、羊の新規飼養研修生への指導委託50万円を予定しておりましたが、対象となる研修者がいなかったため、これらの費用111万8,000円が不用額の主なものとなったところであります。

めん羊振興事業につきましては、サフォークランド士別プロジェクトとして、平成20年度から平成21年度にかけての地方の元気再生事業によるさまざまな事業取り組みが生産基盤の整備や販路の確保、まちづくりにおいて大きく飛躍するきっかけとなったところであります。これらの成果を今後とも生かしながら、増殖計画達成に向けめん羊振興事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) もう1点お伺いしたいと思います。

朝日町特例区交付事業費で755万6,000円の不用額が計上されております。この中でもサンライズホールの自主企画事業、北海道等、他団体からの助成による減によるものとして185万6,000円、山村研修センター管理運営事業費宿泊者減に伴う賄い材料などの執行残422万2,000円の不用額が目につきますが、その詳細をお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 漢地域教育課主幹。

地域教育課主幹(漢 幸雄君) サンライズホール自主企画事業での不用額について御説明を申し上げます。

年度当初で確定しておらない、もしくは申請中、もしくは申請を予定していなかった等の各種助成金等につきまして積極的に申請をさせていただいた結果、年度途中での採択がございまして、それによりまして、当初予定いたしておりました事業をすべて完遂した上で市の負担分が支出を抑えることができたと、それが150万円余不用額という形で出たということになっております。

副委員長(出合孝司君) 長南地域教育課主幹。

地域教育課主幹(長南広基君) 研修センター運営費の不用額について御説明をいたしますが、 研修センターの当初予算では、年度途中に予算に不足が生じさせないために、過去の実績に約 1,000人分上乗せした当初予算を組んでございました。その当初宿泊客数8,500人見込んでいた わけですが、21年度の実績といたしましては宿泊客が7,077名ということになりましたので、 賄い材料費、それから光熱水費に不用額が生じたものであります。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 山村研修センターの管理運営事業費の不用額については、これからの朝日 交流センターの新設、運営にもかかわる部分でもありますから、どのように展望されているの か、見通しをお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹(加藤浩美君) 山村研修センターの管理運営状況から見た朝日地域交流センターの今後の展望についてお答えをいたします。

朝日山村研修センターと本年度建設中の朝日地域交流施設は、朝日地域交流センターとして 一体的な管理運営を行うこととなります。朝日地域交流施設の建設の目的の1つとして、朝日 地区には一般の宿泊施設がなく、山村研修センターでの観光客などの来訪者、帰省者やあさひ サンライズホールの出演者などの一般宿泊については、夏、冬のピーク時はもとより、研修施 設ゆえに十分な受け入れができないことなどから、これらの宿泊を受け入れる施設として整備 するものでございます。朝日山村研修センターは、合宿、研修を、それから朝日地域交流施設 は一般の宿泊利用を中心に考えておりまして、一体的な管理においてさまざまな宿泊ニーズに 応じることが可能であると考えておりますことから、両施設をあわせた朝日地域交流センター として、さらなる交流人口の拡大につながるものと考えております。

先ほど朝日山村研修センターの宿泊数を御説明いたしましたが、冬期の合宿における降雪時期のおくれなどから宿泊者数には影響、そういったものが宿泊者総数に大きく影響するところもございますが、平成22年度の現在までの状況を見ますと増加傾向という状況もございますことから、合宿、研修については現状の宿泊者数の維持を見込んでいるところでございます。

また、宿泊者の拡大に当たりましては、あさひサンライズホール事業、各種スポーツ大会、パークゴルフ場、それから天塩岳、岩尾内湖など、自然豊かな地域資源と地域交流施設を有機的に結びつけ、朝日地域交流センターの利用拡大を図るべく朝日地区の16の団体組織を中心といたしまして、朝日地域交流施設等サポートクラブと、これの設立に向け現在準備中となっておりますことから、新たな合宿誘致に向けた展開も期待しているところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) これから朝日交流センター新設、運営されますので、あさひサンライズホールの使用者等が旭川まで行って宿泊しているという話も聞きますので、少しでも士別に宿泊

していただきたいと思います。

次に、防災についてであります。

士別においては、士別防災会議条例に基づき策定された士別市地域防災計画により取り組む 形になっております。この計画に基づき、朝日地区、観月地区、本年は温根別地区において防 災訓練が実施されたと聞いておりますが、この内容を最初にお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 清水総務部参事。

総務部参事(清水 修君) お答えします。

最初に、避難訓練の状況でありますけれども、平成17年5月に九十九自治会、平成18年7月に北町自治会、平成19年9月に朝日中央自治会、平成20年10月に観月自治会、あさひ自治会、平成22年10月に温根別第1の1、第1の2自治会で避難訓練を実施いたしました。これらの避難訓練に当たりまして、大雨警報が発表されたとの想定で、本庁に災害対策本部を設置、警察などに本部設置の報告をしまして、自治会長に災害状況の確認を行いました。その後、住宅浸水との想定で避難勧告を発令し、広報車で避難所に避難するよう周知を行い、また、土のうなどの防災資材の調達、救急体制の確認、避難者への食料の調達などの情報伝達及び住民のより具体的な避難方法の訓練を実施してまいりました。

特に、温根別町は7月29日に豪雨災害により温根別北線で避難指示が発令されました。これらの経験を踏まえまして、10月4日に温根別町の避難訓練を実施したところであります。内容といたしましては、温根別町第1の1、第1の2自治会にあわせて、特に今回は温根別中学校及び温根別小学校も参加をし、避難勧告を発令され、防災行政無線や広報車で周知、温根別出張所に避難を行ったというところであります。避難所では、避難者に対し健康チェックを行うとともに、応急救急訓練を実施、解散時に避難食を給付しまして、避難訓練を終了したという状況であります。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) この計画を拝見しますと、自主防災組織を含めた地域住民らと連携した訓練を実施すると表記されておりますが、自主防災組織とは具体的にどのようなものなのか聞こうと思いましたが、先日、道北日報にタイミングよく掲載されました。その記事によりますと、自主防災組織は災害基本法で規定されている地域住民による任意の防災組織とありましたが、更に、その点についてお聞きいたします。自主防災組織の全国の状況と必要性についてお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 清水参事。

総務部参事(清水 修君) まず最初に、自主防災組織とはということでお答えしたいと思いますけれども、災害対策基本法において規定する地域住民による防災組織でありまして、主に自治会が母体となって自主的に連帯して防災活動を行う団体であると。その役割といたしましては、地域住民が協力して日ごろの災害に対する啓蒙、啓発、災害時における初動体制を図る、

また、災害時において地域住民同士の連携による避難活動、災害弱者の情報を把握し、安否確認について必要な情報を連絡するなどが役割となっております。

その必要性でありますけれども、災害はいつ、どこで起こるかわかりません。災害の規模によっては公共機関による支援、救出、救護が期待できないということもあります。このような事態が発生したときに、地域内の災害時要援護者となる高齢者、身体障害者、介護の必要な方に救助の手を差し伸べることができるのは身近にいる地域の皆さんであります。このことが阪神淡路大震災で大きな成果をおさめたということでありまして、自主防災組織を結成し、災害発生の役割分担などの体制を整えておくとともに、災害時要援護者避難経路などの情報共有化ということをすることで、1人でも多くの命や財産を守ることができるんではないかと考えております。

次に、設置状況でありますけれども、平成21年4月1日現在1,658、全国でありますけれども、13万9,316の自主防災組織があります。特に、災害時には大きな災害を受ける大都市を中心に進めていることから、全世帯に占める自主防災組織の活動カバーというのは73.5%と高い状況になっております。

本市でありますけれども、現在、あさひ自治会と観月自治会の2自治会で設立しておりまして、今後多寄地区自治会連絡協議会、温根別自治会連絡協議会で設立に向けて取り組んでいるという状況であります。

今後におきましては、自治会に自主防災組織の設立を目指しまして対応していきたいと思っておりますけれども、本市では災害が少ないということもありまして、自主防災組織は余り知られていないということ。そのために短期間にすべての自治会に自主防災組織を設立するのが大変難しいんではないかなと思っております。自主防災組織は災害時には地域の実情に精通している地域の方々と連携し対応することで災害を最小限に抑えられる、このことを住民の方々と共通理解に立って、自分たちの町は自分たちで守るという意識を持っていただいて、自主防災組織の設立に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 新聞によりますと、今後地域担当職員制度を活用しながら、各地で自主防 災組織の設立を精力的に呼びかけていくとありましたが、どのように普及させていくかお聞か せください。また、地域担当職員の役割もお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) 地域担当職員にかかわってということでありますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、まず、この地域担当職員ですけれども、地域の実情をまずは把握すること。そして、市民の方々が今何を求めているのか、そして、一方では行政が今抱えている課題、これを市民の方にも知っていただいて、それに対する意見も知ること、いわば市民の目線に立った行政運営を行って、真の協働のまちづくりを進めるということを目的に始ま

ったものであります。

こうした中、この防災につきましては、生命や財産を守るという極めて身近な課題でもありますし、貴重な活動でもあります。そこで、こうした身近な活動を通じて、自治会を中心とした地域づくりを進めていくということが地域担当職員としても地域の実情を知る上で大変有効な取り組みであるということで、このテーマの1つとして自主防災組織の設立ということを上げさせていただいたところであります。これまで多くの自治会において説明もさせていただいてきておりますけれども、今後もこうした身近なテーマを持って、この設立に向けた取り組みを進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) これからも地域担当職員と連携して、自治会の中で士別市全体に自主防災 組織が組織されますように、市全体が参加し、また、警察、自衛隊も参加できるような大規模 な防災訓練ができるように普及していただきたいと思います。

次に、財政見通しについて通告しておりましたが、先日伊藤議員の答弁でおおむね理解した ので、質問を取りやめます。

続きまして、質問の第3は、ラブ士別・バイ士別運動としての地域活性化施策についてであります。地域経済を考える場合、民間活力を問う議論が多い北海道でありますが、特に、道北、上川北部の現状は、公的な事業の割合が非常に多いと考えられますが、実態をどう把握されているかお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 道北、上川北部の公的な事業の割合というお尋ねですけれども、数字的に道北、上川北部の割合の数字がありませんでしたので、国全体でちょっとお答えさせていただきますけれども、国全体で21年について、29兆の工事が発注されているうち10兆円、約34%が公的事業と、20年につきましては、35兆のうち、同じく10兆円ということで、3割ということで、これ以前から建設工事にかかわるうちの日本では約3割から4割ぐらいが公共事業発注というふうに言われておりますけれども、恐らく北海道、さらには道北、この上川北部になると、その比率というのはもっと顕著に高くなるのかなというふうにとらえております。また、近年、特に経済低迷から民間のほうも投資意欲が減退しているということで、そういう状況にあるわけですけれども、国・道の事業においても投資事業を大幅に縮小されているという状況にあります。

それで、公共事業の北海道の請負額で申し上げますと、平成12年度北海道全体で公共事業の発注そのものが約1兆8,000億あったわけですけれども、それが19年度には9,300億、20年度9,000億と、21年度経済対策もありましたので、若干伸びて9,700億ということになっておりますけれども、やはり大体12年度から比べると半減していると。上川管内にありましても、12年度の1,900億の公共事業の発注が21年度は990億ということで、やはり半減していると。士別市の

投資事業におきましても、平成7年度がピーク時だったんですけれども、約66億円の投資事業があったんですが、近年は20億、そして多い年でも30億ということになって、かなり半減しているということで、市内の建設業界はもちろんですけれども、市内のコンビニ等でも話を聞きますと、その建設業の方が出かける際に、昔はたくさんお昼等を仕入れていったのが、当時に比べると3分の1になっているというようなお話もお聞きいたしますし、市内全体の公共工事が減ってきているということでの経済状況というのは、かなり厳しい状況にあるのかなという認識をいたしております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 私も同様に、道北、上川北部の現状は厳しい状態だと把握しておりますが、 士別市の例規類集の契約編の長期継続契約に関する条例以下規則運用規定など、諸手続が定め られている契約の対応で区分すると何種類ぐらい大別できますか。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 契約のとらえ方というのはいろいろあるわけでありますけれども、 市の歳出科目ごとに、例えば請負契約、委託契約といったような区分で申し上げさせていただ きたいと思います。

まず、請負契約に区分されるものですけれども、これは工事請負費ということになりますが、中身的には建築、土木、電気、水道工事などのほか、ボイラーなどの機械設備、あるいは舗装工事などといったものがあります。

それから、売買契約に区分されるものとしまして、需用費ということがありますけれども、 これ電気、水道など光熱水費、そのほか印刷費、施設における食材、小破修繕費、事務用品、 図書、学校教材など多岐にわたるところであります。

また、備品購入費というものもこの区分になろうかと思いますが、これは机、いすから、大きなもので車両関係ですとか、電算機器などがあろうかと思います。

それと、委託契約の部分ですけれども、これは委託料ということで各施設の管理運営、清掃、ボイラー、エレベーター、音響機器、消防機器などの点検業務など、これも多岐にわたるところであります。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 今の工事請負費、需用費、備品購入費、委託料、4つあると思うんですければも、その4つの地元契約の比率はどれぐらいありますか。

副委員長(出合孝司君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 歳出科目ごとに金額ベースの比率でお答えさせていただきます。

まず、工事請負費でありますが、地元の割合は21年度で95.6%ございました。一部上士別の中継局の整備でありますとか、火葬場の補修工事など、市内で対応できないもの以外につきましては、市内で受注しているというような状況であります。

それと、需用費ですけれども、これは67%ほどになっています。これはほくでんの電気料で

すとか、特殊な薬品、それから、これも特殊な機械の修理ですとか、それから加除式の図書の 追録など、そういったものを除きますと、実質的には90%ほどが地元というような状況にあり ます。

それと、備品購入費ですけれども、これは72%が地元発注ということになっておりまして、 備荒資金組合への償還金でありますとか、除雪機械など、その特殊機械を除きます、ほぼすべ てが市内の発注ということになっております。

それと、委託料ですけれども、これは79%ということで、エレベーターの保守点検ですとか、 そういった特殊なもの以外は市内ということで、基本的に市内で発注できるものはすべてする といったような考えでやっているところであります。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 地域活性化を考える場合、地元における購買力に依存するところが大きいと考えます。その状況をつくるために雇用の安定が必要となり、すべての雇用形態を見ますと、土木建築関連業種の比率が製造業も含めますと2割を占めており、高いと考えられます。私が承知している範疇で申し上げますと、事業経営者は雇用を守るために大変御苦労をなさっております。また、仕事をとるために入札とかでも無理もしているケースもあると思いますが、これからも地元を中心に考えていってほしいと思います。

士別市住宅新築促進事業や士別市住宅改修促進事業を行っておりますが、今日段階でのどれ ぐらいの件数が行われているか現状段階でお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 士別市住宅新築、住宅改修促進助成事業の今日段階の件数でございますけれども、本年度の住宅新築及び住宅改修促進助成に係る申請件数は、11月8日現在、住宅新築が12件、住宅改修が165件となっております。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 新設された住宅政策は、市民、市内の建築業者の方々から大変喜ばれております。ある市内の建築業者の方に1件の家を建てる場合に、市内の業者と地元の資材だけでどれだけできるか試算してもらいました。そうすると、98.7%が市内の業者、地元の資材だけで家を建てられるということを聞きました。そのことからも、市内の事業所を守る助成事業を続けていってほしいと思います。

市発注の契約は地域経済を活性化させる要因として非常に大きい比重を占めています。非常に業務を通して実感させられますが、今後もこの住宅政策について助成をするのかお考えをお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 士別市住宅新築、住宅改修促進助成事業につきましては、 当初予算では新築が15件分の1,500万円、改修が150件分の3,000万円を計上いたしておりまし たが、市民や事業所からの要望も多く、特に住宅改修促進助成事業につきましては、当初予定 してとおりました件数を既に超えている状況でありますので、市内経済の活性化を図る上から も、平成25年度まで継続いたす予定でございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 次に、第3セクターについてでありますが、そこで関連機関、第3セクター、日向、羊と雲の丘サイクリングターミナル、翠月の4機関において合宿の里士別の運動の推進役としても大きな役割を果たしていると思いますが、この4機関における仕入れ、管理費等の地元業者の割合を個別にお聞かせください。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 日向、羊飼いの家、サイクリングターミナル、翠月の仕入れ、管理等の状況でございますけれども、平成21年度の食材などの仕入れ品の状況ですけれども、日向温泉は市外発注金額が564万6,589円、発注合計額が1,789万2,988円で、市外発注率は31.6%でございます。それから、羊飼いの家は、市外発注金額が1,315万5,441円、発注合計額が2,517万4,652円、市外発注率は52.3%、サイクリングターミナルは、市外発注金額706万2,747円、発注合計額が1,138万1,046円、市外発注率が62.1%、翠月につきましては、市外発注金額は3,467万2,689円、発注合計額が5,527万8,596円、市外発注率が62.7%でございます。また、管理関係の支出の状況ですが、日向温泉が市外発注金額29万7,300円、発注合計額88万4,106円、市外発注率は30.2%、羊飼いの家は、市外発注金額が105万9,279円、発注合計額が812万9,793円で、市外発注率は13%です。サイクリングターミナルの市外発注金額は43万731円、発注合計額が437万7,289円で、市外発注率は9.8%、翠月が市外発注金額が644万3,472円、発注合計額が5,885万4,700円、市外発注率10.9%、以上のとおりとなっております。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 今のお話を聞きますと、日向以外の3機関の仕入れ状況は、地元の業者の 契約より市外の業者のほうが多いということがわかりました。市長の政策の元気な士別の実現、 ラブ士別・バイ士別運動の推進が地域の活性化に直結することから、今申し上げた視点から市 及び第3セクターの今後の契約、方向性をお伺いいたします。

副委員長(出合孝司君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 羊飼いの家、サイクリングターミナル、翠月の経営につきましては、取締役会や経営会議の中で協議をし、それぞれの施設において種々経営の向上に向け努力をしていただいておりますが、仕入れ先の件につきましても協議をいたしたところでございます。これらの施設は市の出資による施設であり、ラブ士別・バイ士別運動を進める上からも、経営上可能な範囲において少しでも多く市内業者から仕入れるよう努力をしていただくことを確認いたしたところでございます。

以上でございます。

副委員長(出合孝司君) 十河委員。

委員(十河剛志君) 困難性が多いとは承知しておりますが、一層御努力を望んでいることを申し上げ、総括質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副委員長(出合孝司君) お諮りいたします。まだ、総括質問が続いておりますが、きょうの委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副委員長(出合孝司君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。 御苦労さまでございました。

(午後 2時57分閉議)